

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 歴史的風土部会

第5回「古都保存行政の理念の全国展開」小委員会

日 時 平成18年5月25日（水）

10：00～13：30

場 所 国土交通省（中央省庁3号館）6F局議室

議 事 録

○事務局 それでは定刻になりましたので、ただいまから始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会歴史的風土部会第5回古都保存行政理念の全国展開小委員会を開催させていただきます。

私は、事務局を務めさせていただきます国土交通省都市・地域整備局公園緑地課緑地環境推進室長の角南でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず本日の出席について、ご報告を申し上げます。本日も出席いただきました委員、臨時委員、専門委員は、現時点で11名中6名でございます。本委員会の議事運営第5に定めます定足数を満たしておりますことをご報告させていただきます。なお本日、委員長代理、C臨時委員、D臨時委員、それからセーラ・マリ・カミングス専門委員、本来であれば今日ご意見発表をしていただく予定にしておったんですが、つい先ほど電話がありまして、体調を崩されたということで病院に行かれるということでございます。残念ながら、本日はご欠席ということになってございます。B委員におかれましては、本日出席のご予定ですが、ちょっと遅れているようでございます。後ほど出席いただけるものと考えております。

本日は、前回に引き続きまして委員ヒアリングとして、臨時委員であります野村臨時委員、越澤委員長、このお二方からお話を伺いまして討議を進めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。その後、事前に私ども事務局のほうから各委員あてに送付いたしました、本委員会における報告として盛り込むべき事項（案）についてご審議いただくこととしてございます。

お手元の資料の確認をさせていただきます。本日は、資料1から6、ここでは6まで書いてありますが、資料3、セーラ・マリ・カミングス専門委員、本日もご持参いただけるということであったのですが、残念ながらご欠席ということで、資料の1と2、4、5、6というものがお手元にあるかと思っております。参考資料については5種類配付させていただいているところでございます。ご確認いただきまして、過不足がございましたら、申し出ただいただければと思います。ないようでしたら、早速議事に入らせていただきたいと思います。これからの進行は委員長にお願いしたいと存じます。委員長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長 おはようございます。早速でございますが、本日は委員ヒアリングということでございます。既に前回もさせていただきましたが、今回の委員会に各方面の非常にご専

門の見識の高い委員の方々にお入りいただきましたので、せっかくの機会ですので、まとまった時間でご発表いただきたいという趣旨で、2回目でございます。当初は3名ということで、私もさせていただくということで、一人当たり20分ぐらいで1時間という予定でしたが、先ほど事務局から、セーラ専門委員ご欠席という事情もありましたので、一応1時間枠ということでよろしいですか。

○事務局 残りの、盛り込むべき事項についてのご議論の時間をとっていただければ。

○委員長 それで、あまり20分を気にせずにということで。20分過ぎても合図はしませんので、よろしくお願ひしたいと思います。議事進行の時間配分については、少し柔軟にということで考えております。

今日ご出席いただいた方々から後で、2番目の議題でございますが、本日の小委員会報告に盛り込むべき事項、つまりこれが素案に相当するものでございますが、それのご意見をいただいて、本日、A委員はご欠席ですが、既に書面で意見をいただいておりますので、途中で事務局からその意見もご披露いただいとて考えておりますので、今日はそのような進行ということでご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

早速でございますが、野村臨時委員から発表、よろしくお願ひします。

○野村臨時委員 私どもの萩市の状況と、後のほうの法的側面というのは非常に弱いんですけれども、十分詰め切っておりませんが、概略をざっとお話をさせていただきたいと思ひます。

萩という町は、ご承知のとおり、今から401年前に、それまでは全くの湿地帯で、単なるまさに山村でございました。関ヶ原の戦いに敗れた毛利が安芸の国、大体百二、三十万石と言われておりました、その地からこの萩の地、要するに辺境の地であります、ここに移封をされて来たということで、そういう歴史的な意味合いと、言うなれば、今冒頭に出しますが、非常に美しい日本海に面した自然景観に恵まれた町。

なぜこういう形で、歴史景観とかいろいろなことを言っているかといいますと、ここに全景がありますが、この三角州、デルタ地帯に実は城下町を形成したわけでありまして。それまではこのデルタ地帯は湿地帯でございましたが、向こうに見えます山、ここに吉見氏が、言うなれば砦を築いていたということでありまして。そして維新前夜に、実は藩庁が萩から山口に移る。要するに大変交通不便の地でございます、当時はこの地を選んだ一つの理由というのは、海上交通というのを非常に大事にした、北前船が往来したということでありまして。しかし陸路としましては、山陽道に出る、あるいは瀬戸内海航路に出るまで

中国山地を経なければならぬという非常にハンディキャップがあったということで、幕府の力が弱くなりました維新前夜に藩庁を山口に移します。そういうことで、政治や経済の中心地から外れてしまう。270年近く中国・四国地方の、言うなれば政令指定都市並みの機能を持っていたわけでありますが、それが一挙にして、武家屋敷とか城跡とかそういったものを残しながら、実は地方の小さなまちにまた返っていくという中で、震災もない、あるいは他の災害もない、戦災もございません。まして戦後の高度成長の経済開発もない。言うなれば近世の都市遺産がそのまま残ってしまったというところでありまして、そこにいろんな手当てをしてきたというところでもあります。

まず自然の環境、これは山から見た景色であります。その三角州の中にちょうど碁盤の目のように、道が張りめぐらされています。最近の幹線の整備もありますが、ほとんどの碁盤の目は、江戸時代の町割りそのものであります。

これは海であります、平たい、フラットな島が6つございまして、沖合には見島という国境の島、これは今曇天のところであり、あまりいい写真ではございませんが、こういう海もきれいだ。

これはさっき言いました指月山という、一つ山がぼんと海に張り出している。これは文化庁が天然記念物に指定されていまして、完全に凍結保存みたいなものでありまして、市が保有しておりますので、一切手を加えておりません。

これは菊ヶ浜という浜であります、江戸時代にずっと防風林、保安林を植えまして、松林が残っています。こういう形で修学旅行生も来て、浜で戯れている姿が散見されます。

三方山で、その中に三角州をはさみ、2つの川がございます。その河川沿いに実は、江戸時代、黒松の木を植えておりまして、それがまだかなりの部分残っております。

これは違う場所ではありますが、北側のほうに明神池という、天然の海の水が浸透するというので、海水の池といいますか、これも天然記念物になっております。三方を山に囲まれて一方が海ということで、大変自然景観が残っている。ここにありますこの地図は、今の地図と重ね合わせたものでありますが、幕末、今からちょうど150年余り前の安政年間の地図でございます。白い線で書いて、なぞっておりますのが新しい道などがありますが、基本は江戸時代、近世のままであります。特に左側のお城の周辺が武家屋敷群、重臣の住むところで、ちょうど外堀がこういう形で、ちょっとわからないんですが、これがある意味で今の地図に重ねたものであります。水路がこうありますが、あれが外堀で、あちらに水路がありますが、これは洪水対策で別途つくった水路でございますが、基本的な

ものが残っている。

これはちょうど昭和7年に、大正の広重と言われ、浮世絵風の写瞰図を得意とする吉田初三郎という、最近着目されている絵師の作品です。市制をしいたときに、この萩市を描いたものであります。これは日本海側から描いております。三角州があつて、その中にと  
いうことであります。本当に村みたいな形であります。緑の部分はかなりの部分が武家屋敷で、その中に実は夏みかんを植えておりますので、田んぼのような格好に描いてありますが、あの部分は全部武家屋敷でございます。

これはそれぞれの地区、特に歴史的な遺産といえますか、昔からの建物が残っているところを重点に、右側が大体、江戸時代後期のもの、左側が今の地図であります。こういうふうと比較いたしますと、一部開削をしたりしておりますが、大体道路は皆そのままです。これは大体武家屋敷群であります。今ここの地域は伝建地区、そして一部は史跡に指定をされております。

これは同じように武家屋敷群で、平安古といえます。この緑の部分が当時は水田であり、田んぼであります。あとの白い部分が中級、ないしは下級武士のところであります。この幹線道は確かにつくってありますが、あとの道はそのままです。地名も町筋もほぼ同じように残っております。

これは町屋といえますか、商家でございます。赤いところがぼんぼんと書いてありますが、大体お寺でございます。お寺は集中的にこのあたりにございます。大体市内に53か所の寺がございますが、大部分がこの地域に集中しております。江戸時代は、いったん事あれば兵舎になるといえますか、僧坊がある意味では兵員の収容所になる、こういうことで寺を集中しております。これはほとんどそのまま残っております。寺町が残る、町屋が残る、一部は朽ち果てようとしておるのもございますが、この浜崎は萩市の第3番目の伝建地区に指定を受けておまして、ちょうど5年前に指定を受けたのでありますが、ここには昔からの人たちが住んでおまして、ちょうど先週の日曜も、浜崎おたから博物館という形で、それぞれの家に伝わりますいろんな自慢できるものを家に並べまして開放するという行事もやっております。こういう手法が山口県内に波及しておまして、山口市でもおたから博物館ということが始まりました。いろんな意味でここに昔から住んでいる人たちが、一つの町おこしといえますか、今までの建物や伝統文化、こういったものを活かしながら、しかし惜しむらくは、実は私、きのうから埼玉の川越で全国伝統的建造物保存地区協議会の大会をやっておまして、そこからきょうちょっと抜けてきたんでありま

す。川越は明治26年にかなりの建物を火事により焼失しておりますが、その前から残った建物と復元した建物群が伝建地区に指定されております。やはり首都圏に近いという地理的事情もあり、訪れる方も多く、訪れる観光客を相手にした事業展開が活発に展開されており、単に町屋が残っているというだけでありますと、なかなかそれを維持することは困難であります。そこで経済活動が行われている。

F 専門委員からこの間ご指摘がございましたような、まさにそれが一番の課題でありまして、これをどうやって今からいかしていくか。こういった古い町屋を残している、それを活用しながら、何か観光等も含めた事業展開ができないか。ここには昔からの伝統的なお船歌とか、いろんな芸能もしっかり残っております。こういったものも四季折々、いろんな祭りのときに展開されます。これはまさに伝統的な、どこでも大名行列は残っておりますが、萩の大名行列というのは、江戸末期に大名行列の道具を毛利の藩主が4つの町内に下賜をいたしまして、それが今2つの町内で残っているという、昔からのそのままの道具類を使っております。

これはあまり伝統的なものではありませんが、こういう駕籠に子供を乗せてということもやっている。毎年どこでも見られるようになっておりますが。お船歌というのは、今言った浜崎の商家の長男しか乗れない、伝承できないという、安芸の国、ちょうど毛利が、宮島の戦いで勝利したという凱旋歌をこういう形でずっと伝承しているものであります。

お茶も非常に盛んであります。それぞれ観光客にお茶をふるまう。裏千家、表千家、各流派の皆さん、非常にお茶が盛んでございます。

これは薪能であります。もともと毛利藩は喜多流でございまして、喜多流のご宗家に来ていただきまして、こういう薪能も展開しております。

というようないろんな自然と伝統、文化も残る、この城跡は実は史跡の指定をいただいております。明治になりまして大政奉還、廃藩置県になりまして、言うなれば鎮台として機能を持たせるところ以外は、城は撤去するという大方針の中で、この萩も撤去いたしました。そういう中で城跡だけは残る、武家屋敷だけは残る、こういうところでありまして。

この辺りも伝建地区の、こういう土塀の中に夏みかんがなるのが一つの萩の大きなポイントになっております。これは明治初年、小幡高政という人物が、禄を失った士族の殖産事業として、武家屋敷に夏みかんを植えようという運動を興します。始めはだれも相手にしなかったんですが、禄を失った士族は、要するに夏みかんというのは飛ぶように売れる、高額な取引が行われるということを知りまして、一人が始めて、その収入を得たという話

が伝わると、実はこの土塀の中が夏みかんの果樹園になっていくという、日本のかんきつ栽培の元祖であります。当時、明治から大正、昭和の初期、戦後もこの夏みかんで実は萩の経済がかなり潤ったということでもあります。なぜ土塀の中に夏みかんといいますと、夏みかんは風に弱い。しかし土塀の中でやれば、日当たりもいいし、風もないというので、実は非常に適した、言うなれば一種の廃物利用、土塀でありましたが。土塀は今こうやって白いのでありますが、私ども子供のころは白い土塀は一つもありませんでした。崩れた土塀の中に夏みかんの果樹園がある、そういうふうな構図でありました。

昭和40年、新日本紀行というのが、私も記憶にあります。こういった土塀の中でアスファルトも道路の舗装もない、昔のまま、そこに言うなればかすり姿の若い女性が竹かごの中に夏みかんを入れて、収穫をしている。そういう姿を見て、当時のNHKの解説者が、日本にもまだこんなところがあるんですねと、何かうれしいような、悲しいような解説をしておりました。それが大体昭和40年ごろであります。40年ごろの萩の姿というのは、ほとんど江戸時代と変わらないぐらいそのままでありました。

しかし、萩は、昭和47年に新幹線が岡山まで開通いたしまして、昭和50年に博多まで開通いたしました。それからは観光地になってしましまして、観光で得たお金で、実はこの歴史的なものを壊していくんであります。そこに家を建て、あるいは得た金でどんどんホテルも建て、マンションも建っていく。こういう構図になってまいりました。それが一段落しましたのがごく最近で、バブルの直前ぐらいであります。そういうことで、歴史的な景観や、非常に素朴な静かな自然とマッチした町が、逆に観光によって壊されていく。こういう姿をこの20年、30年、そういう中で、実は市民から何とかこれを守ろう、特に東京から来られたいろんな識者の方々から、萩を守るべきだという声をいただきました。そういう中で、昭和50年に、文化財保護法の改正の中で、歴史景観を守るという意味で町並み保存、いわゆる伝統的建造物の保存地区という、一つの新しい概念が導入されました。それで、実は運動を始めてまいります。もちろん倉敷や京都が、たしか昭和43年です。景観条例をつくられました。私どもも昭和47年、ちょうど岡山に新幹線が開通したときであります。昭和50年の文化財保護法の改正にかなりの役割を担ってきたという自負を持っております。

昭和51年9月4日、今からちょうど30年前であります。京都、萩、高山、そして白川村と長野の妻籠街道、その5つの市町村に7つの伝建地区の指定がありました。これが昭和50年の文化財保護法の改正後の初めての適用であります。そういったようなこと

を非常に我々も大事にしてきましたし、それからまさにいろいろなものを壊さずに残していこう、そして活用していこうという運動が始まるわけであります。

それぞれこれは伝建地区でございます。こういった長屋門とかいろいろなものが一部に残っておりますが、あとの大部分はこういうふうな土塀なり石垣でございます。中は大半が、実は今までは夏みかん畑でありました。

これは鍵曲という、敵の防御をするための変則的な曲がり角であります。クランクになっているところであります。このあたりは、今こうやって新しく見えますが、下の石材は全くそのままであります。塀は、いろいろな意味で修復しておりますが、昔のままであります。

これは木戸公の旧宅、そして向こうが高杉晋作の旧宅とか、そういったものがずっと並んでいます。この道幅も、いろいろなものもそのままでございます。

これは一方で、毛利の菩提寺でございます。奇数、偶数によって寺を分けております。これは東光寺という黄檗宗のお寺でございます。

これは臨済宗の大照院、南禅寺系譜であります。殿様の墓所と寺でございます。

ちょっと脈絡なく出ておりますが、これは浜崎地区、さっきの伝建地区でございます。こういう形で、今まさに人が居住して、また水産加工業の事務所になったりしているところでございます。

これは新しいものでありまして、登録文化財第1号で、藩校明倫館のところに小学校がございまして。これは昭和10年10月10日にできた小学校、木造であります。今なお小学校に使っております。今から71年前の建造であります。木造校舎でもびくともしません。戦後、40年代に建ったものはみんな今建てかえています。だからいかに木造の校舎というのはすごいものかというのであります。今木造のこういったものは、建築基準法上、あるいは校舎としては認められません。したがってこれを修復をして、何とか今使っているわけでありまして。こういう新しい登録文化財という概念が、平成の時代に出てまいりました。私どもは、駅舎と明倫の関係を一番初めの登録文化財にさせていただきました。

いろいろなものが雑多にあります。町並み保存図であります。ブルーのところは3つございます。左側に堀内伝建、重伝建、そして平安古、川のそばであります。これはいずれも武家屋敷群であります。そして右の方にありますのが、これは商家。おそらく北前船のいろいろな関係の間屋、あるいは水産加工物の間屋、こういったものが集中しておりました。



そういった3つのところを今、伝統的建造物保存地区という形で指定をいただいております。堀内と平安古は昭和51年9月の指定、右側のほうは5年前、平成13年の指定であります。それからピンクのところは史跡でございます。萩城跡、部分的にいろいろ飛んでおりますが、呉服町、例えば菊屋とかいう商家の部分、真ん中ですが、それから藩校明倫館、今言いました小学校の周辺にそれぞれ、例えば江戸時代のプール、水練池とか、武道館、有備館、あるいは孔子廟、あるいは南門という正門であります。実は江戸時代の建物というのは、いろんな意味でリサイクルして残っておりまして、藩校がなくなったときに、解体をしてお寺の本堂になるとか、いろんな形で、それぞれ分散して残っております。江戸時代の建物が、まだ現在なおかつリサイクルとして、この部分はどこそこにあるというのは明確にわかっています。木造建築というのは、かなり時を経てもなおかつ今生きているということでもあります。

そして右のほうにいけますと、史跡、さっき言いました東光寺、左側の大照院、これはお殿様の墓所であります。史跡松下村塾、史跡伊藤博文旧宅等々、いろいろ並べてあります。いろんなものが史跡とともに、あるいは伝建地区とともに、いろんな形であります。

そして先ほど言いましたように、歴史的景観保存地区、いわゆる歴観というものと、都市景観形成地区とかいろんなものをそれぞれ定めております。一つおもしろいのは、江戸時代の水路が、何キロにわたってそのままの姿を残しております。藍場川地区という歴観であります。ちょうど三角州の一番端に緑でずっと走っております。概括的に言いますとそうなります。

という格好いいことを言いまして、実は、現実の姿はこういうふうになってくる。これはさっき言いました、まさに観光で稼いだときに市内に、三角州の中にマンションが建ちました。しかし道路そのものは、見ていただきますと電線も地中化しておりますが、こういうふうな都市景観を今持っているわけでありまして。今、景観法の中で、景観行政団体になりました。高さの制限は大体16メートルで規制していこう。こういったものは全部本来は建てられなくなる。今建っているものは既得権があるのかもしれませんが、これを崩すわけにはまいりませんので、そういった規制をかけていきたいと思っております。

これもホテルであります。この高さも相当なものであります。上から見ますと、まさに眼下にかわら屋根がざっと見えるわけでありまして、ちょうど京都タワーから京都を見るようなものであります。

これは、史跡の横にNHKのアンテナが立っております。戦後こういうアンテナが無

造作に立てられてしまった。今移設のお願いをしていますが、NHKもちょうどお願いをしたときから、受信料の収入が減りまして、なかなか難しいのであります。このアンテナが立っているところは、実は藤田伝三郎旧宅という、香雪園という、藤田伝三郎はご承知のとおり大阪経済の立役者でございます。明治以降の大阪、疲弊する経済を藤田伝三郎、五代友厚が組んで、今の大阪商工会議所を打ち立てまして、大阪経済の再興を図るんであります。今でも藤田美術館とかあるいは太閤園、そういったいろいろなものが残っております。藤田家の関係者から生誕の地、維持管理費まで含めてご寄附をいただきました。戦後、事もあろうに、お金は大変苦労いたしまして、NHKに貸してしまったということでありまして、今何とか移設をしようとしています。

これはどこでも見られる看板であります。こういう看板に、今規制をかけております。これも大きく見えますが、他の洋服チェーン「青山」に比べますと随分、実は2分の1ぐらいに抑制をしております。いろんな看板がこうやって雑多にある、それを今からいろんな意味で規制をかけていこう。これも他の地区に比べますと、大体2分の1以下だと思います。こういったものもちょこちょこまだ、規制をかける前の世界であります。そういったものが残っている。こういうふうにはげげしい色を使う。こういったものも今後の景観法の施行の中で手当てをしていこうと思っております。これはいずれもみんな商業地域とか、幹線道路のところでありまして、伝建地区とか何とかなにはありません。

これは消費者金融のアコムであります。本来であれば赤に白であります。逆にしてあります。これも相当争ってやったんであります。それでもこういう看板が現にあるわけです。例えばこういう橋、真っ赤であります。これは何で赤いんだという話ですが、市から陳情があつて、これは国道であります。樁の色にしてくれという陳情があつたという話であります。これも今変えました。ちょっと色が落ちつき過ぎまして、こういう色になってしまいました。ちょっと寂しいかなと思いますが、なかなか色というのは難しいんです。色見本でやっていくんですけども、なかなかそのとおりにならない。残念でありました。

山口県は、どういうわけかガードレールが夏みかんの色なんです、全部。これは私も本当に市長になったときに、びっくりしました。何で黄色。夏みかんの色ということです。東京から来られる観光客の皆さんは、ああ、山口県はガードレールが全部黄色ですね、すばらしいですねという方と、どうしてこんな色なのかと訝しむ方と2つに分かれます。伝建地区にこういうガードレールがあつたら、どういうふうに思われるか。実は今萩市内、

三角州の中は、黄色を全部シティーブラウン系統に変えました。こういう色なんですが、これがいいかどうかといういろんな議論もございます。本来はこういうものがなければ一番いいんであります。本当は木で、最近ガードレールを間伐材でつくろうとか、いろいろな動きもございます。今から実験をしてみたいと思いますが。とにかく黄色よりはこれのほうがいいだろうということであります。点字ブロックというのがありますが、これは全国全部黄色であります。これは、黄色は目立つ、要するに注意を引く。例えば踏切の色も黒と黄色の補色関係であります。こういったものは、ある意味では注意を引く。例えば追い越し禁止車線は黄色に少しだいたいがかった色であります。山口県のガードレールは、萩はシティーブラウンにしようということで、県ともいろいろ議論いたしました。

こういうふうな、コカコーラの自動販売機の赤い色とか、けばけばしい色彩に対しては、今、高山をはじめ全国でのいろいろなところの自動販売機は、その色を隠すとかの努力をされています。これがシティーブラウンにしてもらって、しかも上に杉皮の屋根をつけたのです。杉皮がとれたらトタンになって、ちょっと恥ずかしいんですが。こういうふうにそれぞれの歴観地区、伝建地区には、こういった色彩についても関心を持ち対応して行こうとしております。

これはあまり写真がよくないんでありますが、菊ヶ浜というの浜でありまして、浜の建物というのは、4階を超えることは認めない。これは条例にも何もございません。ただ保安林がずっとあって、保安林の高さを超える建物、これは実は看護学校の寮であります、ずっと旅館、ホテルがかなり建ち並んでおります。そのあたりについては高さを、これは行政指導、お願いベースなんです、そういうふうにそろえております。

ちょっと今の図は分かりにくかったのですが、これは市役所前の国道191、三桁国道が、明倫館の前であります、実は拡張いたしまして、今までの2車線が4車線になる。そうすると桜の木がちょうど真ん中になるんです。中央分離帯になるという話でありまして、当然当初の計画では、全部中央分離帯としての幅しか認めない。だめでもともとということ、実は国土交通省の担当官にお話をしました。この桜は萩で一番先に咲く桜だ。だから何とか残したいと思うと申しましたら、当然断られるだろうと思ったら、ああ、そうですか、いいですよという話になったんです。随分道路局の皆さんも変わられたなと思いました。ただしこの道路の真ん中にあるこの土地だけは、国道として買い上げできない。これは市の土地なんです。道路の真ん中に市の土地がありまして、こういう形で今、萩で一番初めに咲く桜ということで、ちょっと古くなりましたので、今寄附をいただいて追加

で植えていただいています。随分道路の幅も、したがって当初の計画に比べてゆがみました。ゆがんだ道路になっていますけれども、こういったことを道路局の皆さんは、今快く要望にこたえていただける。それほど行政は変わったんだなど、本当にありがたく感謝しています。ただ、運転していてあまり花がきれいなものですから、交通事故が起こるんじゃないかという話もございましたけれども、幸い事故は起こっておりません。

今、ざっと写真を見ていただきましたが、歴史的風土保存地区ということで考えた場合に、こういう斜線を入れたようなところは緑を守りたいということで、今考えているところであります。したがって、今まさに論点になっています緑の保全、言うなれば鎌倉や京都で、今ああいう形で凍結保存とか、あるいは買い上げとかいろんな強硬手段がありますが、今の法制の中ではなかなか、何とか調整していけば都市計画上の用途指定とか、あるいは今あります景観三法とかいろんなものをうまく組み合わせれば、かなりのところはいけるわけですが、やはり何かぼんとまとめた形で、象徴的な法があるかないとでは、行政としてはアプローチの仕方が違うのかなという思いであります。したがって、こうやって何とか緑を守りたい、自然環境を守りたいというものを、今の文化財保護法を中心としました法の体系は、どちらかといいますと建物を中心にした、あるいは伝建群という一つの新しい概念が入りまして、周囲との調和とかいろんな話がございしますが、どうしても全体をとらえた形の法制というのは、なかなか難しいという印象を持っております。

なお、若干緑地関係の法改正が行われまして、景観三法という形で随分いろいろな意味で取組もされて、弾力化もされております。そのあたりやや不勉強なので、あまり確固たることを自信を持って言えませんけれども、そういう中で例えばこの伝建というものの導入によって、伝建の指定を受ける、これはある意味で大きな象徴的な行政上の措置だと思うんです。今川越にちょうど行って、昨日もずっと議論をしてまいりましたが、川越もずっと議論がありまして、伝建指定はごく最近でございまして。しかし指定された、それを契機にいろんな形でのまちづくり運動が始まった。こういうことありますので、古都保存にあります特別保存地区、こういったことについても何かうまく位置づけることができないだろうか。この委員会に出させていただきますので、本当にそういう思いを強くしています。

ややしり切れトンボのような格好になっておりますが、特別保存ということについて、やはり各自治体でいろんな試みをやって、努力をして担当者が汗を流しながら、しかし私

が今こうやって特別保存地区、凍結的保存とか、買い上げとか言っていますが、なかなか市民レベルで議論するとこれは大変な話であります。おそらく鎌倉や京都や奈良が今まで経験されたと同じようなことをやらなくちゃいけないわけでありますから、大変であります。一つのよりどころになっていくだろうという気がいたします。そういった観点で、この中で今行われている議論というのは、ある意味では大変貴重な、私にとってもありがたい、本当におまえのところはやれるかと言われると、これは一汗かかなくちゃいけないんであります。ぜひよろしくお願ひしたいというのが、私の言いたい趣旨であります。どうぞよろしくお願ひします。終わります。

○委員長 どうもありがとうございました。

では、ただいまのご発表に基づきまして、ご意見、ご質問等あれば、よろしくお願ひしたいと思います。

○F 専門委員 非常に身につまされました。ありがとうございます。一度個人的に、うちの若い連中を連れて行って、ゆっくり懇談させてください。いろんな共通の問題があると思います。川越問題もね。関東じゃつまらないものでも人が集まるんですね。そうすると、人が集まる場所がいいところとなると、つまらないものばかりが保存されちゃうとなっても非常にまずいので、一度ゆっくり懇談させていただきたいと思います。川越はすばらしいですよ。

その前に細かいことですがけれども、さっきのいろんな建築の規制とかありましたね。その中で自販機がありましたね。光と音の規制はできておられますか。あれが夜になるとまぶしくていけないんです。やっぱり美しいところというのは、暗さが大事でしょう。だけど照度を落としてくれというのが非常に難しい。

○野村臨時委員 光と音はちょっとあまり認識がなかったんです。この間もコココーラの西日本の代表の人と話したんですが、地区あつての自販機ですと、こういう発想をしまして、かなり弾力的な発想をしてくれるんであります。あまり私のところは、都市型の最新のやつがないんです、お金がかかるから。できるだけ経費、コストをかけないような素朴なやつが中心であります。今、何か地元へ寄附をしたいとか、そういうお申し出を盛んに言われてきているんであります。色も費用は全部会社が持ってくれまして、私どもで持とうかと言ったんですが、地元の業者の方の負担が基本であります。とにかくあれは利益率が高いですからね。認めないと言えば、それで終わっちゃうんです。だからかなりいろんな意味での要望といいますか、地元の希望は聞いてもらえるんじゃないかと思ひます。音

と光というのはあまり認識がなかったんで、すみません。

○F 専門委員 音がすごく邪魔している場合があります。ピッ、ピッという電子音とか、宣伝カーの音とか、これを何とかうまく規制することもできればと思います。

○G 専門委員 自然と文化財、建物、町並みが非常にバランスよくマッチして美しい、典型的な日本の都市の風景だと思うんです。市長さんが最後のほうで、文化財のほうはそういう制度で評価する事業というものもあるけれども、緑、自然のほうがなかなか入ってこない、けどそれは非常に重要であるというご指摘をされたと思うんです。日本の場合、緑をやる人は緑をやる。建物、文化財をやる人はそっち。どうしても別れ気味で、専門家の間でもそれを総合するとか、あるいは行政の中でも総合するという、それが近代以後少なくなっちゃったと思うんです。でも日本の町は、どこでもやはり都市の中に緑や自然をいっぱい取り込んで、いい環境や風景、あるいは生活空間をつくってきた、そういう視点が非常に重要ではないかなと思って伺っていました。城下町というのはとりわけ、お城の回りは水と緑がすごい財産なわけで、前に環境庁のアメニティータウンという事業をやっていたときに、報告会に行ったことがあるんですけども、どこの町もアメニティーというときに、かなり城下町が多かったんですが、水と緑というのをキーワードにしていたんです。ですから町並みというときに、建物だけじゃなくて、あるいは完全に都市の周辺の豊かな山林とか緑、山とかというだけじゃなくて、都市の中の緑が非常に重要だろうと思っております。

城下町で、特に湿地帯につくられたということで、排水や舟運の便もあって、いろんな利用があって、掘割とか川、水路の整備を歴史的には随分してきたんじゃないかと思うんです。それが今どんなふうになっているのかということをお伺いしたいんです。また河川とか水の問題は、行政的にも別だし、専門家も別で、なかなか一緒にならないんです。それと市民運動なんかも全国的にあるわけですが、川や水をやる人はそっちばかりで、建物をやる人はそっちばかりでという。実際、全国的に町並みの保存とか、そういう活動も住民、市民の間で活発なんですけど、それ以上に最近活発なのが川なんです。佐原は川越と並んで、関東の非常に重要な歴史的都市ですが、最近では町並みから始まってさらに河川、川の利用、水辺空間の再生というので大成功して、非常に盛り上がっているわけです。いかに組み合わせるかということが大変重要じゃないかと思っているんです。その点、萩は海に通ずる水路でもあるし、非常に可能性があるんじゃないかと思うんですが、あまり私も知らないんで、伺っているんですが、いかがでしょうか。

○野村臨時委員 おっしゃるとおり、今水というのは非常に大きな、訪れてこられる観光客は、さっき言いました高校生が一番すぐ行くのは浜なんです。海辺。もう一つは、私どもは三角州ですから2つの川があります。川に今遊覧船を浮かべているんです。萩の人にとっては、何であんな船にばかみたいに乗るんだ。地元の人にとって、水に船を浮かべて人がお金を払って乗るという発想がわからないというわけです。だけど、やったらすごい人気なんです。ここに今船を浮かべているわけです。川に沿いまして、河道という川の道をつくったんです。それが一つと、ここに今遊覧船を浮かべて、地元の人が見たら何の変てつもない姿。1200円。それが押すな押すなの大盛況で、もう3万人になりました。

だからおっしゃるとおり、川とか水、そういったものを大事にしたい。今外堀の復元もしましたけれども、そこにも船を入れたいんですが、水門があつてちょっとまだ通らない。今から課題になっているんです。川のそばに河道をずっと行って、そこを本当は自転車に乗れないかとやったんですが、県の事業なものですから、自転車に乗ってけがをしたら県が責任をとらなきゃならないから嫌だといって、結局歩くことだけになってしまいました。ちょっと今日は図を持ってきておりませんが、水というものについての関心が、来られる方には非常に強いということです。今5隻で川をやっていますが、これを両方の川に、場合によってはちょっと海に出ているんですけども、それからサンセットクルージングみたいなこともぼちぼち人気がありますので、そういったものも考えていこう。実は一つ大失敗をしたのは、地図がありますが、これが外堀で、これが今復元をいたしまして、こういうふうになっている。さっき言いましたのは、ここから出発してこういうふうな形で、遊覧船を出しています。今ここからずっと河道で、ここまで行ってずっと川のそばに道をつけてやりました。これは河川局の予算でやりました。非常に丁寧にやっていただきました。私ども一銭も市の負担がなくて、県の事業には一応なっていますが、国の補助で、国の補助が今なくなって、片方で終わってしまったんですが、ぜひ向こうのほうもやってほしいなと思っています。

問題は、実はこれからずっとこういうふうな、これが新堀という江戸時代につくられた堀なんです。この堀を実は埋め立ててしまった。埋め立ててしまったというより三面張りにしてしまったんです。近江八幡は、この堀を残されたんです。同じ時期に、向こうのJ Cはそれを残せ。このJ Cはここに駐車場、道路をつけれ。その分かれ目なんです。ちょうど同じ時期に、近江八幡は残す運動をやって、こちらは経済的活動だと、そちらに重点を置く。昔は屋形船があつて、柳の木がはえて、大変風流な一つの局面だったんですけど

れども、それがなくなりました。ただ、今こちらに疎水があって、これは藍場川という疎水。これは薪炭を運ぶような穏当に狭い水路なんです。その水路はまさに生活用水として各家庭に、まず庭に回って迂回して、台所、波止場というところで物を洗う。それがちゃんと残っておりまして、ふろにも水がいく。ふろの水は使ったものは全部重層的に、炭とか何かを通して、ろ過するんです。そしてきれいな水を川に流すという。江戸時代の水対策というのはすごいなというのは、汚くしたらペナルティー、罰則を設けておりまして、ずっと水路が延々と何キロも、市内に循環して分れていつているんですが、大きい2つのお堀であります、それはまさにおっしゃるとおり、水を、今藍場川のほうは完全にそのまま残っております。それを今大事にしております。水というのは大変大事だなという思いを新たにしております。

○委員長 ありがとうございます。I 専門委員。

○I 専門委員 今見せていただいた地図の中で、大正か昭和にかかれた、山で囲まれた、海から見た写真が出てきましたけれども、今市長が最後におっしゃっている維新の里、大照院、萩往還という、大事な守るべき場所というお話をされているんですが、このほかに東光寺さんのお墓もたしかあったと思いますし、さっきの地図の中で言いますと、もうちょっと大正か昭和にかかれたあのイメージというのが、周辺の山々をきちんと残しましょうと。それが萩にとって非常に大事なんだという認識を示している、近代になってからのそういう認識が生まれたということかもしれませんけれども。もし萩が古都としてきちんと将来にわたって、古都という意味は、もちろん江戸時代の古都というものもあると思いますが、一番大きな意味は日本を近代化させた薩長の出自、思想とか理念とかを生んだ町ですよね。その町というのをきちんと残そうという場合に、もう少しアンビシャスな案があってもいいんじゃないか。この3つの場所がスポット的に残ればいいのではなくて、周りの山全部がきちんと残されるということによって、萩というものが残るんじゃないかと。実は私自身外堀の事業を、歴みち事業で国交省さんにやっていただいたときに非常にもめて、伝建地区と史跡と含めて、非常に大幅な投資をしていただくことを街路課さんに認めていただいたときの論理としては、萩は日本の非常に大事な、新しい意味での近代の歴史を担った大事な場所なんだ。だからこれはぜひ残してくれなきゃ困るんだという話をしたときに、よろしいということで、あの50億近い事業が決まったんです。ですから、そういう意味でいうと、私はもうちょっと市長さんにアンビシャスになっていただいて、周りの山をしっかりと守る計画を今出していただく必要があるんじゃないかと。勝手なことを、



すみません。

○野村臨時委員 非常に遠慮しながら、限定的にやっておりますのは、やはり凍結的保存とかいろんなものというのは、ある意味では非常に財政的にも国に負担をかける。あるいは、今新たにできたいろんな法制が、かなりいろんな意味で活用できるのではなからうか。ただ、この箇所だけはやはり強制的な凍結保存を含めてやってもらう、非常に遠慮しながら、ここだけは最低限という思いを込めたんです。他の地域はかなり今、三方山の部分の規制というのは、将来はどうなるかわからない。今の時点ではまだまだここは本当に都市近郊と違って、経済的な土地の価値とか、そういったものは非常に希薄なものですから、ここでどんどん事業展開をするということはないだろうと。いろんな意味で既存の、新しい景観法も含めて、あるいは都市計画の用途も含めて、いろんなことである程度のことではあるのかなと思いつつも、ここだけはちょっと強硬手段をとっていただきたいという。今、景観法でもこの三角州の中の高さは、今から規制をしよう。これも今から大戦争をやらなくちゃいけないんですが、そういうことの中である程度限定的に考えるのかなと思っております。周囲のもの、特に海岸線のすばらしさというのは特に強調したいんですが、そういう事情でやや遠慮しいしいといいたいまいしょうか。

今 I 専門委員がおっしゃったようなことも含めてもう少し、言いたいことはやはり自然が美しいということと、近世のあれだけのものが完全に町並みが残っているということと、近代国家を形成したあれだけの人を育んだという、いろんな意味でこの精神もということとでしっかり残してほしい。本当は今の東光寺周辺の右のほうの保存をしてほしい地域をちょっと拡大して、あそこに本当は明治維新を記念する資料館をつくりたいなという思いがあるんですが、実は非常に恥ずかしい話ですが、山口県はそういったものを持たないんです。大学にもそういう講座もございません。県立大も国立山口大、今は行政法人ですが、そういったものは一切ございません。資料館そのものが希薄で、ないんです。本当はそういったものが研究できる、あるいはアーカイブ的な資料がどこにあるかわかるとか、そういったようなことすらも。

山口県は非常におおらかでございまして、あまりそんなことをしなくてもいいじゃないかという、国自慢はしないという一つの発想があるんです。しかし風化が激しいものですから、歴史が全くわからなくなってしまう。だからもう一度、そういったものをしっかり、お国自慢ではなくて、この日本の近代化の過程をちゃんと位置づけるということが必要ではないかという思いがあります。

○F 専門委員 今のことにつきましては、だけど山の景観を守るって随分銭がかかるでしょう。だからそういうところの、萩の周辺の山の景観を守ることは国民的に大事なことだと認識をして、それに予算を配分することができるか、できないかで、首都東京の値打ちが決まると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それからさっきのG 専門先生の、まさにそのとおりで、非常に民間はやりにくいです。やりにくいですが、こういうことはお考えいただいていると思うんです。川、あるいは景観、あるいは環境、あるいは町、あるいは地域ブランド、それぞれ役所は違うんですけれども、役所の中でも局は違うんですけれども、それをやっている民間人は同じなんです。同じ人間がそれをやっているわけです。倉敷でもそうです。倉敷は町衆の町ですから、僕らが勝手にわーっとやって、やつらを集めているというのはおかしいですが、できますけれども、そういう形で役所に頼らずに、民間人のそういうふうな動きをベースにされて、その上で役所がいろいろお動きになるというふうな逆の仕組みをつくることで、その壁はだんだんと、何とか取り払うことができるんじゃないか。まだ試行錯誤の真っ最中で大変なんですけど、祭り一つやるにしても、倉敷の町の中で祭りをやろうと思ったら、どうしても川の上にかだを浮かべて、それに火をつけたい。大変ですよ。大変なんですけれども、河川局だか何だかわからないけど、町衆がやっている間にでき上がってしまうというふうな仕組みを各地でつくってあげれば、さっきG 専門委員がおっしゃったような体質も変わってくるんじゃないか。できればそういう民間を活用する仕組みを、こういう法律の中にも仕組んでいただくことができれば、どうしたらいいか、私は町衆ですからわかりませんが、非常にいいんじゃないかなと思っています。

○B 委員 萩には行かせていただいて、入ったときからすごくうれしかったのは、高速道路の入口、ちょうど萩に入るインターチェンジのところが、高速道路の料金所まで萩風な感じで作られているので、景観をちゃんと考えているのかなど。銅像も建っていますよね。侍の方が3人で入ろうとしている。この間市長に伺ったら、あれは勝手に県の道路のほうがつくられたものだったんですけれども、そこまでエントランスウエーというのが、入るところからアピールというのがあることがすごく大事だなと思います。

先ほど見せていただいた中で、いろんな規制がなかなか強化しづらいところがあると思うんですけれども、例えばこれを見るとベネチアを思い出しますよね。というのは、完全に川で、その部分の島のところだけが、もちろん幅の広い川ではないんですけれども、ベネチアのように船で行こうと思えば行けるような雰囲気のところでもあるので、マイナ

すな規制をつくるのではなくて、規制を許可するような仕組みづくりをここでできるのではないかなと思うのは、この川の中に囲まれている島だけをすべて風致地区にするとか、開発をしてはいけない地域にして、されど一つ一つ、何かこういうことをしたいと言ったときに、一つの協議会が、こういう形ならこれはできますよというふうな許可制にしておくことによって、何年かはかかると思うんですけれども、景観とか地域の観光資源としてつくっていきける一つのやり方ではないかなと思うんです。

規制をするということは、もちろん日本にとっては難しいことかもしれないんですが、これだけ点がそろっている地域というのはないと思うんです。点をつくってそれを線にして面にしていくということは、ものすごい時間がかかるわけですが、これだけストックがあるところを、もっとストックを増やすことができるような仕組みがここにできれば、ほかの地域もそれをやっ払いこうとするのではないかなと思うので、これはおそらく中に住んでいらっしゃる方々が、自分たちでどんなに頑張っても、隣近所との関係とか人間関係、また倉敷もそうだと思うんですが、地元の大金持ちの方だけに頼ってしまっている民間人とか、国までも頼っているようなところがすごく、ある意味ではアンバランスなところがあるので、そういうことをもし頼られるのならば、逆にみんながちゃんと物事を動かせるような、傘を国がその地域に与えることによって、地元の方々のほうから自分たちの協議会で、こういう建物を建てたいならば、許可があればできるので、この枠の中でやってくださいと。

アメリカはシティープランナーたちが、ボランティアで地元の総合プランの中で、市役所に入っていて、例えばものを建てたいときにシティープランナーがボランティアグループにその図面を任せて、これをつくるためにはどうすれば許可を出せるかということ、アーキテクトとかいろんな方が集まってやるので、おそらく萩だったら、一つの時代のデザインとか、何か一つのテーマというものの枠をすごく作りやすい環境じゃないかなと思うんです。イギリスのナショナルトラストを見ていると、一つの町全部がナショナルトラストになっていて、この前もお話ししましたがけれども、中できちっと生活できるようになっているので、そういうことがあったらおそらく市長も自治体も、そういう意味ではいろんな方々の誘導をしやすいんじゃないかなと思います。自動販売機でも許可はするもの、けど何メートル以内には2つあってはいけないとか、そういうちゃんとした配置の仕方とか、そういうことを考えることも含めてマスタープランをつくるということも大事じゃないかなと思うんです。

この間、徳島に行きましたときに、商店街のデザインがものすごくきれいだったんです。おそらく向こうは阿波踊りがあるということの中で、商店街のアーケードのデザインが、先ほど写真で見たような平らなものではなくて、横で見るとこういう蔵風の形になっているんです。ですから同じ商店街のアーケードをつくるにしても、ちょっと工夫するだけでとても地域に合ったような形にもなりますし。先ほどの話の中で椿色の橋の話があったんですけど、山梨に行ったときにびっくりしたのが、すごく変なピンクの自治体の建物が畑の真ん中であって、ピンクでもない、何かちょっとねずみ色のピンクのような感じがして、何でこんな色にしたんですかと言ったら、山梨はワインの地域で、赤にすると赤ワインだし、白にすると白ワインをつくられる方が困るから、合わせてロゼ色にしましたと言うから、こんな安易な色の選び方を何ですのかしらと思うんです。先ほどのだいだいのあれを取って、本当に良かったなと思います。是非もっと市長さんのほうからも欲を出されて、先ほど話がありましたように、やはりいろんな規制ということは嫌がられると思うんですけども、規制の中から一つのアイデンティティーというものが生まれてくることもありますので、萩はそういう点ではすばらしいまちづくりをされているので、残ってくれたということがすごくうれしいです。

○委員長 時間の進行もありますので、そろそろよろしゅうございますか。後でまたフリーにご意見を賜りたいと思います。

本来ですとセーラ専門委員ですが、ちょっと体調を崩されたということで、機会があれば、是非また次回のときにも、そういう時間が可能かどうかは事務局でご検討いただきたいと思います。3番目の発表ということでございます。私のほうで委員という立場での発表をいたします。資料は2つほどございまして、資料4-1をもとに最初お話をします。それから資料4の2はパワーポイントそのものでございまして、これはパワーポイントを使いまして、私が自分で操作します。

まず資料4-1でございしますが、これは既に前回お配りしたときの資料でございしますが、作成のときに事務局と私のほうで大分詰めた資料でございまして。この審議会で議論する観点から、日本の都市の歴史を少し俯瞰する形で資料をつくってみようということでございます。

ご覧のとおり、実は古都保存法の対象としていた地域というのは、飛鳥時代から主に鎌倉時代にかけての日本の政権の中核地であった場所が対象になっているというのは、歴史的に間違いのない事実でございまして。ただどの都市もそれ以降、13世紀以降さらにその後

のいろんな都市の積み重ねの中で至っているわけでございます。ところが日本全体を見ますと、やはり安土桃山時代から徳川時代の初期にかけてが、実は日本の都市が作られた非常に大きな節目の時期でありまして、これは専門家の方々ばかりいる中で言うのもなんですが、やはり豊臣秀吉の全国統一の後で、基本的に言うと、本当のその地域を一元的に支配する大名が成立した。それまでの小領主たちがすべて家臣化するわけでありまして、家臣団となってその領主の城下町に住む。一方で、兵農分離が起きますから、実は地方の領主というのは農地所有者も兼ねていたわけですが、それが身分制で分化するという中で、新たに城下町が形成されるわけでありまして。

それと同時に領国の支配、あるいは全国の中での、五街道等がありますが、宿場町、港町。さらに、起源としては400年前の城下町よりやや時期としては前でございますが、本願寺を中心とした宗教都市。これも経済力としては実は商業都市だったわけでありまして、有名な橿原市、古都の飛鳥の地域のすぐ横でございますが、ここの今井町、これも寺内町であります。大阪でも富田林という寺内町がございます。ですから基本的にはやはり400年前の時期に、今築城400年と言われているのは、実は偶然ではなくて、ちょうど400年前に、日本の都市の形成にとっての非常に大きな節目の時期があったということでございます。大名、領主が非常に一元支配しておりますので、都市建設も政治権力を背景としまして、必ず河川改修を伴っています。これはお城だけではなくて、その武家地、町人地を含めて安全を守るといふことと、市街地に適した場所の敷地を広げたり、ですから掘割をつくってその土砂で宅地造成をしたりといふのを繰り返している。つまりそれまでの山城から、完全に平地での都市建設というのに変わっております。

ですから、これは今見ても、いろんな形で市街地の中に背割りの下水が通っていたり、大阪ではまだ太閤下水を現役で使っているという、いろんなことがございます。基本は、町を創った当初は政治権力ですが、その後関ヶ原の戦い以降、移封とかいろいろございまして、むしろ大名、上級武士が官僚化してくる。あるいは転勤をあちこちさせられたのは、一種の今の国家公務員と同じようなことになってくるわけでありまして。結局その後、実は都市を維持していたのは町人でありまして、つまり、旦那衆、町衆が町をその後維持してきたということでございます。それから大名によりましては、城下町の後の商人町の形成を政策的にやっていた地域もありまして、例えば外様大名最大の前田家でございますが、金沢が当然ながら中心地ですが、2代、3代の領主は意図的に高岡と小松に隠居所を構えています。隠居した後は当然ながら、武士団は戻ってしまうんですが、そ

の後特に高岡については、町人が移住することを禁止しているんです。ということは高岡の町を商業地として発展させて、それは領国の政治的、経済的な繁栄と同時に、おそらく防衛の備えも兼ねていたんだろーと思います。一国一城令ですからお城としてはもう築けないんですけども、東西に小松、高岡という都市をつくる。それはどの地域でも、大なり小なりそういうことはおそらくしていたということでもあります。それがやはりある意味で、現在から見るとその地域それぞれに応じた、バランスのとれた中心地の都市とその周囲の、当時やはり農業社会、それから商業社会、交易で成り立っていますので、それは今から見ると比較的バランスのとれた都市の配置と経済圏が成り立っていたのではないかなーと思います。

ところが、そういう目で見ますと、特に400年前以降形成されて発展してきた都市が、もともと古都保存法の当初の政策からすると、実は政策の対象外であったということでありまして、これは都市としてのランクがどうのこうのということではなくて、私のレジュメ2枚目にありますように、当時の古都保存法の制定の直接のきっかけが、実は鎌倉が発端ですが、京都、奈良をはじめ、古都という歴史的な政権の中心地であった場所がそのまま大都市圏の中に存在して、しかも急激な宅地開発が起きているということの中で、それはあまりにひどい状況であるということで、何とかとめたいという、大佛二郎さんをはじめ地元のいろんな方々の国民運動によって議員立法で成り立ったという、当時のある意味では時代背景があった。ですから周囲の山林、民有地の開発を阻止することでの古都保存でしたので、基本的には市街地は対象になっていなかったということです。当時の課題ではなかった。重要性があるかどうかではなくて、当時は緊急に周囲の宅地造成を何とかとめたい。当然ながら民有地でありますので、それに対して厳しい制限、つまり開発を禁止するという措置を導入するときに、初めて日本の法律で損失補償、従来の用途地域ですと、これはやはり都市の全体のバランスの中でこういうのを決めて、いわゆる受忍の、我慢する範囲だと、風致地区も我慢する範囲だということで、特段補償措置がないわけでありませんが。この古都保存のために開発を禁止するゾーンに関しては、日本で初めて損失補償の概念が導入されということになります。

これは法学の世界でも多分かなり大きなことであったと思います。当時、法制局を含めてかなりの決断をされたようです。土地の買い取り、国がしかも極めて高額の国庫補助で買い取る。通常の道路、公園とか公共事業の用地買収は国庫補助は3分の1というのが、これはいつからできたかわかりませんが、長年の一種の慣習になっておりますが、古都保

存法の買い取りだけは大変高額な、つまり国として、国策として行うということで、非常に高額の国庫補助が、例外的に今でも続いているわけでございます。そのかわりに逆に言いますと、厳しい権利制限と同時にそれに対応する補償制度という、いずれも特殊な制度でありますので、その適用は限定的にしなければいけない。つまり限定的にしないと、法律として、当時ではまだ無理だろうという議論がおそらくあったんだろうと思います。ですからそういうことの延長で、古都保存法の制定に際しては適用対象を古来の都でしかも首都圏・関西圏にある4地域に限定したと、私は思っております。

それは決して、京都と比較して、例えば萩と倉敷が、確かに都市の規模とか、中央政権であったかどうかという点では違うわけではありますが、文化的な蓄積とかを含めて差があるとかそういうことを古都保存法制定の際に議論していたわけではないと、私は考えております。あくまで当時の立法の趣旨が宅地造成から古都を守る、逆に言いますと萩に急激な宅造が起きていた場合には、それをどうするかという議論が当然あったと思うんですが、これはやはり鎌倉、京都、奈良の急激な昭和40年代の宅地造成に対する時代背景のもとで生まれた法律であるということでございます。

ただ、その後の効果としましては、これらの地域、鎌倉については実は世界遺産についてはまだ候補というままとどまっております。京都、奈良の世界遺産については、逆に古都保存法が先あって、それに対して世界遺産の指定がなされて、結果としてはバッファゾーン、世界遺産に指定されるべきものの周囲のいろんな乱開発とか景観阻害をとめたという、法的な規制があるというのが前提になっているというふうに、これはI専門委員が一番ご専門ですから、私が言うのも変なんですけど、それが世界遺産の登録の際の条件になっているんですが、古都保存法はまさに国の法律ですから、京都、奈良の世界遺産指定は、円滑にいったのではないかなと思います。一方では、世界遺産という点では、広島原爆ドームがございまして、これについては、実はバッファゾーンについては単なる絵であり、何ら法的担保がありませんし、実は高度地区の指定はおろか条例による施策さえも広島市は何もしてこなかった。これは私は最近知りましてびっくり仰天したんです。その結果、中心地の商業地ですから、今世界遺産のバッファゾーン、原爆ドームの非常に近い場所で、だれもが原爆ドームに行かれるときに、その河岸沿いのいい緑地を歩いていくとその目の前にどんと大手企業による、マンションとしては質が高いと思うんですが、高層マンションが建ちまして、今大騒動になっております。それで初めて広島にはバッファがなかったということがわかってしまったということでもあります。このような広島の事態と

比較しますと、古都保存法は、そういう意味では大変意義があったのではないかなと、私自身は考えております。

ただし、この3番目でいきますと、古都保存法の当時の対象都市は、つまり基本的には飛鳥、奈良、京都、鎌倉という4地域だと思いますが、古都保存法の制定によりまして、周囲の民有地の山林の保全はかなり実現したと思いますが、今の問題はむしろ急速に失われつつある町屋、つまり市街地のところであります。それが大変変容してきているということで、当然ながら現代都市ですから、そこでお住まいになる方々の生活環境を考えなければならぬわけです。例えば京都で言いますと、祇園の伝建地区に指定されている場所とその周囲が、周囲は雑居ビルで、昼間行くと電信柱がクモの巣配線になっていまして、とても見られたような風景じゃないんです。夜はネオンサインがちらちらしているということで、酔っ払って歩いてもいいかもしれませんが、あまりに伝建地区とその周囲の落差がちよっと大き過ぎるんじゃないか。これがせつかく訪れた外国人の方が見ても、一体これは何なんだという。逆に伝建地区をもって日本をいいところだと思う前に、回りを見て日本はひどいところじゃないかと、逆のことになってしまうのかなというぐらい、実は落差があります。当然それぞれの市は努力されているわけでありますが、やはり私は包括的に何らかの、古都保存法の対象都市についても、市街地をどう考えるのかというところについては、今後非常に大きな課題なのではないか。

例えば奈良についても、奈良町と言われている、もともとは興福寺の門前町だったと言われていますが、現在の奈良の市街地の部分でありますが、その町屋なりが再利用されたり、あるいは町屋的な雰囲気新たに建物を建てたりというところの、町歩きが大変日本人の女性の方々に人気がありまして、それが大変楽しいんです。ですからある意味では、奈良を訪れる方々は皆さんリピーターで主要な社寺も既に行かれていますので、改めて、気に入った場所の社寺も見ながら、一方で地元のいい食事をしたり、奈良町を町歩きをする。そういうことが実は今の奈良、おそらく京都もそうだと思いますが、鎌倉も実はそうです。古都に対する、外から訪れるいろんな方々の親しみ方というのは、特に商業地の雰囲気、伝統とか文化とか、やっぱりそういうところを味わっているのではないかなということで考えますと、現状の古都保存法の政策について、やはり市街地をどう考えるのかということを引きちんと考えなければならない。

例えば鎌倉で言いますと、若宮大路、有名な段葛から見た、そこから周囲の山並みを保全するというので、古都が指定されているわけでありますが、肝心の若宮大路の周辺の



建物については、今市が行政指導で一生懸命高さを抑えてきたんです。八幡宮の一の鳥居か何の鳥居か忘れましたが、基本的に鳥居より高くしてはいけないという暗黙のルールということでやってきたようですけども、なかなかそれだけでは、法律でも何でもないの、そのルールを知らない、従わないという方々も出てくる。その地域に合った暗黙のルールが成り立たないということにもなると、やはり市街地をどうしたらいいか。今は行政手続法の趣旨から言っても、法律にない事項について行政指導するということが非常に困難になってきているということがありますので、やはりそれについては法にもとづいてある程度ルール化する場合に、古都法の中の延長で考えるかどうかというのは大きいと思います。たまたまこの商業地で高さを低くしてほしいとなると、なぜそうなんだと。商業地域で、容積率は青天井で幾らでも建てられるんじゃないですかとなった場合に、もし地権者が隣の敷地を買収して駐車場にして、空地だと。本来の敷地を中高層商業ビルに建て替えるんだという場合には、これは都市計画法上は合法的でありますので、やはり古都区域の市街地については別の考え方が、政策が成り立つようにする仕掛けが必要なのではないかなと考えております。

2番目の、日本の戦後、都市の景観が乱れている、特にひどい状況については言うまでもありませんが、問題は特に地方都市については、歴史的な都市のたたずまいとその文化、地場産業絡みで職人とかお祭りとかを含めて、全部一体の関係にありまして、ですからそれはやはり何とかしてきちんと維持したり、活性化したりして行ってほしい。となると、やはり都市づくり、あるいは歴史的な風土ということと、日本の伝統産業とか地域の活性化とか、あるいはほんとうの意味での地方都市の再生というのは非常に不可分の関係にあるだろうと考えております。最終的には、大げさに言いますと、日本人というものが長年一つの独立国家、独立民族として培ってきたものの中で、例えば世界に冠たる発酵文化とか、やや遠慮しながらお互いの関係を保つというような日本独特の文化とか、やはりそういうものが都市の姿と一体ではないのかなという感じがしております。

3番目でございますが、古都法の対象ではなくて、歴史上も重要であり、またその地域のいろんな努力の中で、現在までも維持されている都市が全国各地にあるわけでございますが、基本的には国家的な支援策はなかったんだろうと思います。特に市街地に対する国の施策としては、伝建が唯一だったと言っても過言ではないと思います。伝建地区とそれ以外の落差については、後で私のほうで発表いたしますが、やはり市街地全体をどうするかという政策がないと、伝統的建造物保存地区は建物に注目しますから、かつては由緒あ

る建物があって、明治以降に取り壊されたり、あるいは戦後既になくなった場所というのは、基本的には伝建地区の指定は困難でありますので、そういう場所をどうするか。またそういうことを含めて、伝建地区に指定された地区とその周囲の部分との一定の調和がないと、せっかく指定した伝建地区も、先ほど申し上げた京都のように、昼間行くと、これは一体何なのかということになってしまうということでございます。

国土交通省としましては、個別に道路なり、例えば萩についても、都市計画道路の事業の一環で掘割の整備もしたり、それから一部は公園にしたりとかいろいろあったと思いますが、基本的にはやはり個別事業の適用では、地域全体をどうするかということに対してはどうしても限界がありまして、特に街なみ環境整備事業等は随分役に立っていると思いますが、それだけではどうしても限界がある。特に私が感じている限界とは、長年維持しながらもこれ以上どうしても維持できない老舗とか、あるいは武家屋敷の名残とか、その家屋敷全体をできたら購入していただければ、行政に買っていただければ民間に売らずに残したいという方は結構多いと思うんです。どうしても相続があったり、やっぱり老舗の企業としての業態の変化をしたり、あるいはお店を閉めたいとか、そういう場合にそれを行政が買い取る手段が現状ではなかなかないということでもあります。文化財クラス、あるいはそういうクラスですとそれは可能かもしれませんが、実はこの場所が重要だとか、建物としては文化財クラスではなくても、建物と所有者を背景とする歴史が重要だとか、あるいはここが抜けてマンションになってしまうと地域全体の街並み風情が台無しになるとか、いろんな重要な場所があるはずなんです。

現状ではすべて更地に近い状態になった場合に、しょうがないから広場みたいにして買収するかとか、それではあまりに情けないということがありまして、やはり基本的にはお屋敷そのもの、規模の大小を問わず、これをどうするか大切です。今後必要な施策は街並み上重要な家屋敷の土地の買取りということに基本的には尽きると思います。道路、河川なり公有地、公共空間であればそれで何とかなる部分はあるんですが、民有地の部分でどうしても重要な場所が、すべてを買い取る必要はないんですけど、現状では基本的に寄附された場所を、何とかそれを修復して、地域の資料館にしたり云々ということはこれまで随分あったと思います。これはあくまで例外的でありまして、やはり基本的なところは、行政で購入するという施策がないと、古都保存も結局は買取り補償、補償で買い取るということがあったので機能したわけですが、いざというときにこういうものを、どうしてもこの敷地だけは買い取るという法的な手段がないと、やはりなかなかその部分は、地域の

自己努力だけではいけないということがあると思います。

それから近年の日本人の価値観、ニーズも変わってきたと思います。基本的に本物の歴史、本物の伝統への再評価ということがあると思います。一例を言いますと、熊本では今本丸御殿の一部復元を始めております。熊本は随分お城としてもきれいに残っている場所ではありますが、やはり御殿の建築を復元してそれをもとに、九州の中で熊本は福岡をしのぐ有数の都市だった歴史を実物で示す、場合によっては影響力がもっと大きかったかもしれません。九州では有力大名の城下町としては一方では鹿児島があるわけですから、地域の歴史を再認識しながら、地域の拠点性を確保して、熊本という地域の発展を図りたいというのが本丸御殿復元の背景の根本におそらくあるんだろうと私は思います。

長崎の場合も、やはり鎖国の時代に歴史的な中心地、国際文化の交流の窓口でもあった時代への回帰。長崎のオランダ村という偽物ではどうしようもないんです。長崎では出島という本物の歴史的事実に今こだわっているわけです。これは全国各地至るところ、試みがあると思います。

もう1枚レジュメをめくっていただきますと、これも当初の第1回目の委員会でお配りした資料と同じでございますが、当時の古都保存法ができた背景の中で、現状の古都保存区域というのは、まず対象地域が非常に限定された。つまり厳しい規制に対応して、特別な高率の、高額の国庫補助がありました。それと同時に地域対象も、当時の急激な民間宅造が行われるのを阻止するというのもありましたので、どうしても中心市街地の周囲に古都保存区域が指定されたということがございます。ですからこれは、市街地を無視するということではありませんで、当時の時代背景で行われていたということで、もう一回再度確認してよいのではないかと。

明日香については、この古都保存法の立法当初の歴史的風土の概念とやや違いまして、明日香村全体が古都保存区域であり、その中に、過去の飛鳥時代の遺構なり遺跡が点在しているということで、明日香の古都保存区域だけは、奈良、京都、鎌倉の古都保存区域とは別の考え方の図面になるんです。ですから明日香村は全体が古都区域になってしまう。奈良、京都、鎌倉の3地域は三方が基本的に山で、中心に市街地がある。それと同時に、京都の山も過去何度も、応仁の乱を含めて大火がありますので、市街地の部分に対しては、国宝クラスの社寺仏閣が焼失しているということもおそらく背景としてあります。それから中心市街地はやはり100万都市の市街地としてのいろんな更新が、いろんな時期で起きましたので、そういう意味では、当時の古都保存の概念からは市街地は外れてくるとい

うことだったんだろうと思います。ただ、この歴史的風土という言葉自体は、決して現在の古都区域に限定されている言葉ではありませんで、もともとは出雲の風土記から風土という言葉があったわけですけれども。風という字がありますが、風情とかを含めて、当時古都保存法の立法時に議論された中では、あるいは非常に文化的、またいろんな広い概念で歴史的風土という用語を使っていたということ、もう一回、今回改めて再確認しておきたい、こういう歴史的風土という用語があるということ自体も財産ではないかと思っております。

今度は各地域の情報を少しお話ししたいと思います。これは既にお配りしたものでございますが、古都保存法のときの当初の新聞記事でございます。おそらく当時としては、こういう法律ができたというので大きな反響を呼んだんだと思います。議員立法で、しかも非常に文化的な施策を旧総理府、旧建設省が行ったということの歴史をもう一回思い起こして、建設省にとっても大きな財産だと思いますので、今、国土交通省は社会的に評判が良くないいろんなことも起きているわけですが、一方ではこういう大変素晴らしいことをしているわけでありまして、ぜひ今回歴史的風土部会の報告がまとまって、またいろんな形の政策展開が行われることを、私どもぜひ期待しております。

これは改めて言うまでもないんですが、鎌倉についての古都指定の概念、当時は若宮大路の周囲に宅地開発が起きていた。残念ながら、そういうことで若宮大路と鶴岡八幡宮から見た景観で指定しましたので、古都保存区域の外周の山林は全部宅造されております。昭和40年代以降、すべて宅地開発されましたが、ただ鎌倉の場合には、古都指定されている都市であるという前提で行政が宅地開発を指導しましたので、首都圏の宅地開発の中では、非常に鎌倉の郊外というのは緑が多い、緑豊かないい開発をしています。もともと戦前から今の古都保存区域の指定の前身であるように、周囲をすべて、三方をグリーンベルト状に風致地区を指定しておりました。これは、京都も同じように風致地区を指定しているんです。古都法の指定の先駆けを既にしていましたので、風致地区内の宅地開発ですから、かなりいい開発であります。また当時のディベロッパーとしても、環境のいい開発をするということは、分譲価格の単価がはね上がるわけでありまして、それでも実は購入される方がいるという、一種の社会的な背景とセットで成り立っていたということでありまして、この濃い色の部分は古都保存区域ですが、民有地の山林として、また社寺仏閣ということでありまして、永久に凍結保存が実現しているということでございます。

これは鎌倉を例にとった当時の歴史的風土の概念でございますが、鶴岡八幡宮とその周

囲であります、視点場、これは段葛ですけれども、その段葛の両側が問題になるんです。これは商業地で低層のかつては木造だったんですが、今は鉄筋コンクリートの、鎌倉市は厳しくてたしか10メートル以下だったかな、法律的根拠なく指導しておりました。多分三の鳥居だと思うんですけれども、それより高くしてはいかんとか、ということは一番高い建物は市役所だそうです。そういうことを指定していたんですが、これを今後どう考えるかということです。やはり市街地をどうするかということが大変大きな課題なのかなと。既に今回の我々の議論している前身となっております歴史的風土審議会の意見具申においても、国民共有の資産であるという位置づけは既に確認されているということですので、それを今後具体的にどう考えたらいいかというのを議論するのが、我々の今回の報告の役目ではないかと考えております。ですから古都とそれ以外の都市について、決して歴史的風土としての資産価値に何か差別があるという意味ではないんだと、私は考えております。

そこで、今の時代の背景ということでありまして、昨年江戸東京博物館に、「美しき日本大正昭和の旅」ということであります。それと年末に葛飾北斎展、これは大変好評だったようです。やはりこういうものが一連に出てくるのは、今の時代の流れなのではないか。同じ時期、たまたまこういう雑誌がありまして、「男の隠れ家」と。従来は女性たちが、こういうきれいな町並みを散策したり、食事をしたりというのがありますが、男がどの程度行くかは別として、こういう雑誌が出るというのは、ある意味では時代の流れを読んでいますので、「男の隠れ家 城下町迷宮」とあります。たまたまここに出ている中で、歴史的にあまり知られていない、当然ながら萩、高山、会津若松と全部並んでいますが、小幡。意外と知られていない。これは実は織田信長の子孫ですね。織田信勝だけが生き残りまして、今のスケート選手は多分この方のご子孫だと思うんですが、何と群馬県の片隅に追いやられます。わずか数万石。ですが、非常に当時のたたずまいが今でも残っておりまして、ということで、「映画のロケに使用された、趣深い」とか、これは地域の歴史、こういう歴史は実際に無いところではいくら頑張ってもつくれないわけですから、こういう歴史的な資産が全国各地にあるということでございます。

もう一方で、かつて古都指定の対象の検討になった宇治市でございますが、近年急激に宇治市の平等院の周囲の商業地の転売が起きているようでありまして、やはりある程度敷地の規模が広い老舗とかいろいろな商業地が、おそらく相続とかいろいろなことがあると思うんですが、急激にマンション化して騒動が起きております。このようなマンション問題が発生した原因は宇治の都市計画では、つまり高さ制限、高度地区の導入をしていなかった

たんです。裏返すと、宇治市の都市計画については、昭和40年代以降、古都に指定するかどうかは別としまして、ともかく国宝の平等院があるという前提で、その周囲の街並み環境をどうするかという考え方が当時の京都府、宇治市には欠落していた。その欠陥が今出てしまったということでありまして、マンション業者がけしからんという議論がしばしば出るんですが、決してそうではないんです。合法的にマンション建設はやっていますので、こうなる事態は初めからわかっているわけです。高層化が可能なよう用途地域に指定されていますので、それに対して現行の法規制でもどうするかということは、実はいろんな政策があったんですが、それをまとめて政策的に考えるということ、当時の宇治市ができなかった。当時市長さんとか、市議会では政策がなかったということなんでしょうね。一方では歴史的な町並み全体を包含してどう考えていただくかというのは、少し仕掛けとか仕組みは、やはり行政としてはもう一步踏み出して考えてもいいのかなと考えております。

一方で熱海ですね。明治時代からいろんな小説の舞台となった熱海で、現状は、戦後は旅館が大型化に走りまして、その大型化した旅館が団体旅行ブームの去った今日全部つぶれていく。熱海は新幹線が通りましたので、首都圏での高齢者向けマンションが集中します。熱海では近年、高層マンション建設で紛争が起きていたわけでありまして。例えば非常に仲のいい老夫婦なり、あるいは若い夫婦が、大型旅館や高層マンションが林立しているこういうところに旅行したいと思うか。温泉地の情緒、風情としてはもうないということでありまして。ですからそういう意味で、熱海というのは非常に、かつてあった貫一お宮の時代、そういう観光地としての風情は既に失われているということでございます。

一方で、東西の代表的な温泉地と言いますと別府でございます。ここはまだ日本で有数の湯煙がございますので、別府も実はかつて大型化に走ったわけでありまして、一方では中小旅館の経営者が地域の旦那衆として、例えば観光カリスマに選定されるような方々も頑張っておりますので、いろんなまちづくりが展開されています。湯布院も頑張るという中で、別府が、温泉観光そのものがやはり基幹産業ですので、景観を考えて再度、もう一回温泉ツーリズムに取り組みたいというふうに変わってきたということで、別府市は九州で一番の景観行政団体に手を挙げた。実際どうなるかは、地域次第だと思います。

ところで、別府は頑張っていると言いつつも、かつて大正期から九州の炭鉱王とか、一番の富豪がリゾート地ということで、広大な別荘を構えました。今はほとんどなくなっております。かつては柳原白蓮のいた別荘、赤銅御殿とか、これもなくなっておまして、

全部宅造されています。最近で言いますと麻生太賀吉、お孫さんが今の麻生大臣です。この方の別荘は、戦後別の方の手に渡って、何度も転々としたんですが、最後は競売にあいまして、それを取得した地元のディベロッパーが宅地造成を進行中で、麻生太賀吉の和風住宅は取り壊され、茶室のみが麻生家のグループが引き取りました。この中山別荘は最後に残っている由緒ある別荘であります。これをどうするかというのは、従来から言うと政策がないんです。この屋敷は公園なのか、何なのかとなるわけであります。おそらく民有地のままで、固定資産税の減免、むしろ奨励金を出して維持しながら、逆に言うと修復に国庫補助を入れるとか、あるいはそれを高級なブライダルに有料で使用するとかあると思いますが、現在閉鎖されておそらく内部はかなり老朽化していると思います。こういうものに対しての施策が今抜けている。これも周囲の宅造のようになった場合、一体どうなるんだということで、明治以降のいろんな近代化の中で、実はそれなりの都市形成の蓄積があるわけですが、それに対しても今、行政側の施策としては大変対応としては遅れているということがございます。

これはイギリスの本でございますが、40年前に出た本です。『BRITAIN'S PLANNING HERITAGE』ということで、「イギリスにおける都市計画の遺産」。その内容は、王宮から庭園から田園都市から工場まで全部入っています。ありとあらゆる建築、造園、すべて入っていますが、彼らからすると実はこういうものが遺産だということです。編集はイギリスの観光局と王立都市計画協会がやっているということです。日本は省庁合併が起きるまでは、観光というのは旧運輸省が所管して、これは鉄道に乗っていただく、ディスカバージャパンだったんです。ほんとうの観光というのは、美しい町並みと、風情、文化を楽しむもので実は行くわけであります。今は国交省になりましたので、観光と都市計画は一体である、ぜひそういう観点で取り組んでほしいというのが、私の願いであります。

一方で、観光ということで言いますと、これは台湾の観光ガイドブックであります。今世界都市間競争と言いますか、世界中からどこに行くかを選択される時代ですね。左側は、多分日本語に訳すと「東京は超おもしろい」ということであります。右側は「日本大好き」ということであります。ですからやはり世界の中で、日本ほどいい意味での観光産業に力を入れている国はありません。ヨーロッパの各都市、アメリカに行っても、日本に行く観光ガイドブックとか、何もないです。旅行社に行っても、せいぜい中国とインドぐらいでありまして、日本は全くない。だれも来てくれないということでありまして、それは将来的に国策から言っても、例えば日本が国際関係が非常に緊張した場合でも、やっぱ

り日本はいいなど、行ったことがある人が日本はいい場所だというのがあるのは、実は大変重要であります。ですから今度、国の審議会において歴史的な都市をどうするかということ、それを政策議論していることと、それに対して日本を好んで来てくれる、例えば日本のそのお酒の銘柄が大変好きだとか、そういうことと最終的には、実は日本の国際関係とか日本の国際的地位向上というのは非常に関係があるということでもあります。そういうことは実は日本の政府として、あるいは国家として取り組んでいただかないと困る。単にガイドブックがあって、おもしろいということだけじゃなくて、都市の観光、これは実は日本の国策ともものすごく関係があるということでもあります。

そこで、幾つか歴史的な、皆さんご存じの都市を取り上げますが、ここからは撮影は全部私の写真です。角館、大変風情のある町が残っております。伝建地区に指定されて、大変効果があると思います。板塀を修復していったんです。角館の伝建地区内ではすべて板塀修復をしております。角館は開発から取り残されていますので、宅地の細分化は起きていませんが、その中の一番有力な勘定方のお屋敷ですが、今の当主はどうも東京にお住まいのようです。ご本人が会社化して、公開をする。だけどこれもいつまで続くのかとなると、つまりこれで収益が出ることはあり得ないと思うんです。今見ると、家屋敷の何か手入れをされています。そこら辺は一体どうなのかなと感じがいたします。一番いいのは、やはりこの関係の方がそのまま大事に、こういう形で維持されるにはどうしたらいいのかということです。これを見ていると、実は聞いたら台湾の観光客でした。ですから彼らもこういうところに来ているんです。例えば全然関係ない話ですが、以前三、四年前にSARS騒動があったときに、台湾の医者グループでしたか、出石から淡路から行動していましたね。ですから日本中いたるところ動いているわけです。本物のところには人が来る。一方で、角館でございますが、その背後は味噌をつくっている方で、蔵があって公開されている方ですが、横がこういうガソリンスタンド、どうするかということでもあります。ですからこういう問題を包含して議論するには、ここが伝建地区に入っているかどうか今記憶が薄れておりますが、これをどうするかです。この道幅を含めて、江戸時代そのままですけども、ガソリンスタンドを考えると、景観法でいいんじゃないかという議論もあるかもしれませんが、そうではなくて、やっぱり角館のこういう歴史があった中を踏まえてやってくださいというふうにならないといけないんじゃないかなと思います。

そこで函館に行きますと、ここで若干問題点ということを出します。ここは函館西部地区、歴史的な町並みでありまして、北海道でも有数の観光地であります。現在の観光地と



なっている函館西部地区、実は明治11年と12年の大火復興計画の、つまり都市計画の遺産であります。そういうことは函館の観光ガイドブックにも何も載っていないんですが、実は函館の発祥地はこちらでありまして、ここにロシア人墓地、中国人墓地がある場所ですけれども、大火にあいます。何度も実は大火にあっているんです。このときは、実は北海道開拓使長官が黒田清隆でありまして、彼の指示で、まず道路を全部直線化して広げる。建物は全部不燃化で強制する。なぜ可能かというと函館の商人は富豪で有力商人です。強制させるんです。しかも土地が若干減りますので、そのかわり2階建て以上。つまり道路を広げて、火防線を指定して、そこは不燃建築、立体利用をするということで、これはまさに都市計画、再開発、復興計画そのものの原点がすべて出ております。

明治11年の大火復興を実施したところ、また翌年、その隣の一帯で大火が起きまして、明治11年の復興区域は全く類焼しなかった。これで函館の有力商人は納得しまして、再び黒田清隆であります。明治12年に大火復興が実施され、さらに道路幅が広がります。有名な函館の公会堂はここで、ハリストス教会はここですが、黒い道が廃止した道路です。白い道が新たにつくった道路でありまして、函館の坂道です。直線状の坂道というのは全部このときの復興計画の遺産で、耐火構造建築を強制したことによって、今の函館西部の歴史的な町並みが形成されたわけであります。そういうことは実はガイドブックに書いていいと思うんですが、意外と書かれていないです。海外の都市ガイドブックは、意外とその都市の形成がかなり詳しく書いてあります。日本ではそれが無い。

函館の伝建地区の指定がどうなっているかと言いますと、西部地区全体が明治の大火復興計画の歴史的な街並みであります。ところが伝建地区を指定した際に、伝建地区たり得る建物は、すでにU字型のこの地域しか残っていなかった。そこだけ伝建地区に指定しています。伝建地区の隣にこれだけの高層マンションが建つ。これは日本の道百選に選ばれた坂道。伝建地区の周囲に実は高層マンションが乱立するという状況になっておりまして、大変不調和である。実は札幌、函館を含めて北海道には、昭和43年の都市計画法改正の当時、高度地区指定をしておらず、こういう不調和が生じているということでございます。ご覧のとおり、旧本間合名会社とか、函館文化装飾学院、これは壊されています。建地区は高さ10メートル制限なんです。その周囲で高層マンションが出てくる。市は任意条例で高さ制限をやっているんですが、これは全く法的な根拠はありませんので、だれも言うことを聞かなくてもいい。ですから法律上有効なのは10メートル制限だけ。その周囲に高度地区を指定すればよかったのですが、やっていなかった。私から見るとこれは都市

計画のさぼりでありまして、それが今つけとなって出ているということでもあります。

一方で、函館の伝建地区と函館の景観の問題点としては、この場所は一体何なのかと。もう一回、実は昭和の大火が起きています。函館西部は一戸も類焼しなかったんですが、昭和の大火のときに再び復興計画が起きまして、ここは復興でできた街並みですが、これもやはり歴史的な遺産ではないか。この銅像は高田屋嘉兵衛でありまして、この一帯が高田屋嘉兵衛の屋敷跡と言われております。その左にも有名なひし伊という、函館のガイドブックに必ず載っている、非常にいい蔵が喫茶店になっている、その所有者の方が喫茶店をしているんですが、背後に函館山を見る美しい景観ですが、伝建地区からは当然漏れますし、市の条例による景観形成ゾーンからも漏れている。つまり現存の建物中心に伝建や景観ゾーンを指定すると、こういう場所が全部漏れてきます。函館山の背景とか、こういう広幅員街路そのものが歴史的な空間ですが、そういう観点が当時の函館の景観行政には、欠落していた。西部地区は明治12年の大火復興ですが、ここは昭和の大火復興です。全体を包含してやはり一つの歴史都市の区域ではないのかと私は思います。ひし伊の隣にはこのようなピンク色の建物が出てくるということでもあります。ですからもともと高田屋嘉兵衛の屋敷があったということ自体が歴史だと思いますが、函館ではそれをあまり大事にしていない。

しかし、実は地元ではきちんとした議論はしていた。函館市の審議会では、函館西部地区に加えて、昭和の大火復興の高田屋通り一帯全体が市の景観ゾーンであるという議論はしていたが、実際の伝建指定の検討区域はここのみで、実際はもっとさらに狭まっている。しかも伝建地区以外では建物の高さ制限は全くしなかったというのが、当時の函館市の景観行政の問題点です。

最近の例で言いますと、伝建地区の中に一種の函館様式と言いますか、和風と洋風、木造建築の中に蔵があったりする建て方をしていますが、伝建地区のこの坂道の下にこのような無粋なマンションが建っている。これは何かと言いますと、函館西部地区は人口が減ってきた。定住促進だということで、市が民有地を借りて借り上げ市営住宅をつくる。当然ながらこれは国の補助も出ているわけでありまして、ちぐはぐな都市政策で、歴史的な景観が台なしになっております。この借り上げ住宅は高さ23メートルです。伝建地区は高さ10メートル制限です。伝建地区の建物所有者は、けしからんということで、伝建地区の指定を取り下げたいということで、騒動になりました。ただこういう高い建物が一回建ってしまいますと、建物の高さのルールは無いものだということになります。以前は民

間のマンションがかなり問題になりましたが、市が率先してこういう高い建物を建てますと、やはりこの地域に対する歴史、街並みの愛着とか、そういう心というのは荒廃してくる。函館公会堂周辺のこの通りは、一番メインストリートであります。ここに行きますと、最近歩くと非常に嫌なのは、アイスクリーム屋が腕を引っ張るような感じで客引き競争すると、以前の神戸の北野にあったような感じと似ている感じがあります。

さて、これは愛知県の犬山でございます。犬山はご存じのように国宝の犬山城がありますし、また今回は都市再生の中で、国は歴史都市協議会というのをつくりましたが、その都市の一つです。犬山市もまた大変有名な市長ですから、全国的に活躍されている方ですが、犬山の城下町は萩と同様に400年前の町割がそのまま残っておりますが、メインストリート、本町通りに実は都市計画道路がかかっていました。都市計画道路のラインまでこの建物は建て替えてセットバックして下げて、今の車社会では駐車場を設ける。一回、連続した町屋が崩れますと街並みががたがたになってくるということで、ご覧のとおり補修もしない。人に貸さないが、利用もしない。町屋は所有者の奥さんが住みたがらないんです。暗い、寒い、埃っぽいということで、実は所有者の方は町屋に住みたくないというのがあります。じゃあどうするんだということですが、結局、犬山では都計道の拡幅を本気でしようとしたところ、住民の本音が出まして、やはり拡幅はやめましょうということになりました。ですから城下町の中心を貫通する都市計画道路を廃止したことによって、歩ける形で城下町の再生をしようと、地元の意識が変わったわけであります。

犬山の本町通りは都市計画道路の廃止で町屋の再生が始まりました。所有者も町屋を直して使いましょうという雰囲気になってきた。

この町屋は「なつかしや」。ラムネの看板があって、中心市街地活性化のTMOの場所にも使っている。「なつかしや」の内部は、地場産のおみやげを置いて、女性は見せるように刺繍をしている。ボランティアですね。見られるのが楽しい。ということで、町屋の空き店舗に対して、こだわりのある人は住みたいと、同じ犬山市内にいて、城下町区域の外に住んでいたご夫婦が定年後住みたいと、ぼろぼろの町屋を借りて、借り手が直して、趣味でこういう品物を置いて、坪庭まで直したそうです。ですから都市計画道路の廃止を機に町屋再生が始まり、本町通りの地域全体が変わってきているということでもあります。

犬山の城下町がなぜ成り立ったかということ、木曾川ですね。木曾川沿いは日本ラインと呼ばれていますが、近世までは木曾川沿いの主要な場所にお城、館があったわけでありませう。犬山城が見える対岸の各務原市にこのような広大な屋敷があります。これは日本の女

優第一号、川上貞奴の晩年の屋敷の跡であります。川上貞奴本人がお屋敷とお寺をつくりまして、今でも女優の方がお参りにいくそうであります。お屋敷の所有者がどうなったか。中部地方で有数の富豪は、かつては紡績会社の社長さんです。都築紡績の社長さんがお持ちになっていたのですが、会社更生法の適用となり、会社の土地を手放します。例えば閉鎖した工場は、今日本で最大規模のショッピングモールがオープンしましたし、川上貞奴邸は愛知県知多半島が本拠で高級ブライダルの写真を展開をされている創写館が取得し、各務原市とは川上貞奴邸の保存について協定を結びました。修復と増築をして川上別荘という高級ブライダル式場となった。昨年7月、この川上別荘を会場として犬山市と各務原市が日本初の景観法による景観協議会の発足式を行いました。この方は、犬山市長さんで、これは各務原市の市長さんで、これは国土交通省の都市計画課長さんですね。

持ち時間がなくなりましたので、大幅にパワーポイントを飛ばします。一方で近代に形成された歴史的な遺産と呼べる神奈川県大磯町の別荘群です。ここの背後は大隈重信邸跡、今は古河電工が持っています。手前が佐賀藩主の鍋島邸跡、今、東急のマンションになっています。手前が伊藤博文邸跡です。これらの場所の多くはこれまで企業で管理していますが、そろそろ限界にきている。今後も企業に管理してもらうにはどうしたらいいか。明治以降の近代史の舞台の本物が残っている。大磯の別荘群はある意味で萩とセットになるわけであります。

このような近代の別荘地も歴史的風土の一つではないかということでもあります。時間がなくなりましたので、以上報告を終わらせたいと思います。

議事進行を図らなければならないものですから、委員長報告に対する質疑応答は省かせていただきまして、2番目の議題ということで、「古都保存行政の理念の全国展開小委員会報告に盛り込むべき事項（案）」、つまり実質的にはこれが報告の骨子、素案と言ってよろしいかと思いますが、既に事前に委員にはお配りして意見も賜っております。そこで、事務局から改めて、内容の総括的な説明と同時に、今後のさらに次回に向けての進め方、それからあわせて各委員からご意見をちょうだいした後で、欠席の委員長代理さんのご意見もご紹介いただければと思いますが、そんなことでよろしゅうございますか。

○事務局 それでは事務局のほうから、「小委員会報告に盛り込むべき事項（案）」ということで、素案を用意させていただいておりますので、ご説明をさせていただきます。これにつきましては、事前に送らせていただいておりますので、要点だけをご説明させていただきたいと思っております。

めくっていただきますと、目次がございます。全体で「はじめに」と「おわりに」の中に3章構成で考えております。第1章が、今なぜ歴史的風土の保存が必要かという必要性についてうたっています。2章目は、その歴史的風土について、現状と課題がどうなっているかということを行い、3章目として、そういう現状を踏まえて、古都保存行政の理念の全国展開に向けて、求められる視点といったものを整理をするという構成にさせていただいているところでございます。

1ページ以降内容が出ております。まず「はじめに」でございますが、これにつきましては今回の小委員会報告、これの背景と位置づけについて少し書かせていただいております。1番目の「○」が古都法ができた経緯でございます。上にあるような経緯でできて、昭和41年に制定をされまして、現在までにそれによって各都市の歴史的風土がおおむね守られているという現状がある。2つ目の「○」では、古都法の対象都市でなくても、今言った都市は全国にある、今日もたくさんいろんなお話がございました。そういうものに対して、平成10年、この審議会の前身の歴史的風土審議会でも、古都保存行政の理念の枠組の全国展開が意見具申をされたという経緯があるということ、ここで書かせていただいております。3つ目の「○」では、近年国としてもいろんな取組、法制度、支援措置の充実がされてきたということもここでも触れさせていただきます。一番下の「○」ですけれども、そういう中で、古都保存行政の全国展開について、古都保存法施行40周年の節目に当たって検討し、報告するという格好にさせていただいております。

めくっていただきまして、2ページ目からが内容でございます。第1章、全国の歴史的風土の保存の必要性ということで、まず1番目としまして古都保存行政の理念と意義、これを再確認をさせていただいております。今日お話がありましたように、歴史的風土というものを、建造物と周辺の自然的環境、これを一体として歴史的風土にとらえ、これを守ることが当代の国民の責務であるという位置づけをする中で、特別の措置を定めるとともに、これによって国土愛の高揚、文化の発展向上に寄与するというで制定されたということを書かせていただいております。

2つ目の「○」にありますように、その取組によって、古都の保存がおおむねされておるとのことと、法的な枠組みがほかの法制度にも影響を与えるということで、政策的にも評価されるものであるということを書かせていただいております。

2点目、全国の歴史的風土の保存の必要性ということで、古都についてはそのような格好で保存されてきているんですが、それ以外の地域の状況がどうかということで、そこに

おける必要性を（２）ではうたわせていただいております。古都以外にも歴史的な風土はたくさん、至るところにある。萩、あるいは現地を見ていただきました金沢、さらには倉敷、近江八幡といったような優れた歴史的風土を今に伝える都市、ここでは歴史都市と呼んでいますが、これは数多くあるということを言わせていただいております。これらの歴史的な風土は美しい日本の国土の源であるということと、地域に住んでいる方々の誇りと愛着を醸し出す基盤であるという位置づけにさせていただいております。したがってこれらのものについては、古都同様に次世代に継承されるべき国民共有の文化的資産であるということを言わせていただいているところでございます。

（３）では、そういう中で、景観緑三法の制定、あるいは地方公共団体の動向について触れさせていただいております。３ページに移りますが、１７年６月に施行されました景観法、これは良好な景観の形成を国政の重要な課題と位置づけまして、地方公共団体の取組を支援するために創設されたものでございます。また地域再生計画においても、地域の歴史や文化を活用した取組というのが今数多く上がってきているという状況でございます。今回いろいろ議論が出ましたけれども、世界文化遺産、これにいろんなところで動きがありますけれども、こういった動きも歴史的な文化資産を地域づくりに生かそうという国民の関心のあらわれと考えられると、３点目で書いております。

そういうことで、歴史的な風土の保存を通じた地域づくり、まちづくり、こういったものが現下の国政課題である都市再生、あるいは地域再生、こういったものにも寄与するんだということを、ここでも言わせていただいております。ということで現在、歴史的な風土の保存の必要性があるということを第１章では言わせていただいております。

それに対して、歴史的風土をめぐる状況と課題がどうなっているかが２章でございます。まず（１）でございますが、そういった歴史的都市の有する歴史的な風土の価値でございますけれども、歴史的都市においては、その歴史的な風土、その上にいろいろな地場産業ですとか、あるいは伝統的行事ですとか、あるいは住民の生活様式、こういったものを重ねることによって特質が形成をされているということを言わせていただいております。また我が国の文化の特徴の一つであります木造文化、これについては時間の経過とともに美的価値が高まる、あるいは自然環境と融和することによってより価値を高めるという特徴があるということを、ここで言わせていただいております。そういった歴史都市というものは、そこに住まう住民の誇りの源、あるいは外国人から高く評価されるということを言わせていただいております。

それに対して、歴史的な風土がだんだん減っている、あるいは制度的な対応が必要だということを（２）では言わせていただいております。現在、文化財保護法をはじめとする法律によって、制度的対応が図られているものについては、現状が維持されておるわけですが、それ以外のものについてはだんだん失われるおそれがあるということ。２点目のところでは、そういった制度的な対応が図られているものの近傍で、開発によって自然的環境が失われたり、あるいは先ほどもありましたように不調和な建物が建てられることによって、歴史的な風土が損なわれるという状況も発生しているというところでございます。

については、今日も議論がありましたけれども、残された歴史的・文化的資産、あるいは歴史的風土が都市全体の資産として生かされる必要があるということで、総合的な観点からの取組の強化が必要ということを書かせていただいております。

（３）では、それを守るに当たっての住民の価値意識の問題に触れさせていただいております。歴史的な風土というのは、住民の生活の中で引き継がれてきたということで、その保存のためには、住民の理解と協力が不可欠だということを、ここで言わせていただいております。２点目では、現在、理解と協力については、一定得られているんですが、住民がそこに住まわれているということもあって、みずからではなかなか認識されにくい状況もある。これも委員の皆さんからいろいろ指摘があったところでございます。そういう住まいながら維持するという場合には、老朽化による使い勝手の減少、あるいは維持修繕にかかる費用、あるいは高齢化に伴って管理がなかなか行き届かないといったようなことから、相続を契機として歴史的な風土の喪失が生じているという実態があるということを書かせていただいております。

については、このためということで、一番下の４つ目ですが、歴史的な風土を生かしたまちづくりのためには、地域の状況、住民の意向、こういったものに応えつつ、方策を講ずる必要があるということを書かせていただいております。

（４）では、維持管理の困難性について言っております。維持管理には一定の費用と労力がかかるということで、これについては公共団体でいろいろ助成措置を講じられている地区も多くございます。一方、その資産の多くは個人の資産ということで、助成措置を講ずるに当たってもなかなか難しい。一定の制約がある。あるいは公有化がどんどんできればいいんですが、財政的な問題もある。あるいは買った後の資産の活用という観点でも課題になるというような実態を書かせていただいております。そういうことで歴史的な文化

資産を保存、継承するためには、これもここで大いに議論になりましたけれども、さらに防災という視点、これが重要だということと、産業構造の変化に伴って、歴史的な風土の維持が困難になる場合とか、あるいはそういったものを支える技術者、あるいは材料、こういったものについても、不足に留意をする必要があるということをおっしゃっていただいております。

そういう現状と課題を踏まえまして、3章目が、今後どうすべきかという視点を提示したものでございます。全国展開に向けてということで、大きく3つ用意しております。1つは全国展開に求められる視点ということで、1番上では、古都以外の都市でもそういった歴史的な風土の保存継承が図られるべきだということをおっしゃっております。このため、国は国民の意識の啓発に努めるとともに、公共団体における取り組みを大いに推進すべきであるということをおっしゃっていただいております。その際、生活の中で引き継がれていることから、生活との共存が前提だということをおっしゃっていただいております。さらに、今日も委員長のほうからもありましたけれども、そういった古都以外の歴史的風土の中でも、国として保存継承すべきものがある可能性がある市町村がある。萩の市長さんからも今日ありましたけれども、そういった市町村については、国として歴史的な風土の価値、あるいは地元市町村の意向に配慮しつつ、その対応方策を検討する必要があるということをおっしゃっていただいております。

2点目は、そういった歴史的風土の保存をするに当たっての取組について、既存の制度の積極的かつ有機的な活用が必要だということをおっしゃっていただいております。1番上は、既存の制度の積極的・有機的活用が必要だということをおっしゃっていただいております。2)では、既存の制度としてはいろいろありますよ、都市計画の高度地区とか、あるいは景観法の景観地区、こういったものがありますが、これによって歴史的な風土に配慮した市街地形成も進めることが可能であるというふうにおっしゃっていただいております。その際、今日も議論がありましたが、それぞればらばらというわけにはいきませんので、都市計画のマスタープランにしっかり位置づけて、積極的にこれらの施策を活用することが必要だといったようなことをおっしゃっていただいております。

事業面で言いますと、3つ目の「○」ですけれども、まちづくり交付金制度、あるいは街なみ環境整備事業、あるいは私どもの関係で言いますと、公園で言うと景観重要建造物と一体になった都市公園整備、こういったものがございまして、これらの積極的な活用ということと、その際、防災の観点からの活用が図られるべきということをおっしゃって



だいております。

もう一つ、一番下ですけれども、地方公共団体の皆さんに対して、仕組みについてしっかり周知が必要だ。アンケート等でもなかなかまだ知られていないということもございますので、しっかり周知が必要だということと、そういった地域が取組をするに当たっているんなことが出てきますので、そういう相談に応じる、あるいは要望にこたえるといったような努力が必要だということを書かせていただいております。

(3) ですが、歴史的な風土の保存・活用の条件整備ということで、書いております。一番上の「○」につきましては、住民がそこに暮らす中で守られてきているということから、住民生活が営まれることが必要ということで、生活に配慮した上で、経済活動も含めて多様な主体による保存・活用の取り組みが必要。なかなかやっぱり所有者だけの取組では難しい部分もあるので、そういう多様な主体が入ってこられるようなものが必要だということをおっしゃっていただいております。それと、核をしっかり守る。同時に修繕とか復元ということで、新たな価値をつくり出すことも必要だということをお2点目ではおっしゃっていただいております。もう一つ、そういった取組に当たっては、やはりそこにおられる地域の方々、あるいは所有者個人の方々に、そういう価値の再認識をしっかりといただく必要がある。ついてはそのための普及啓発が必要だということをお3点目、おっしゃっていただいております。

財源的な問題で言いますと、地域住民とか公共団体により設立されます公益信託、こういったものに対する助成措置もございます。こういったものを大いに活用していただくと同時に、規制とのバランス、あるいは国と地方の財政状況と役割分担に配慮しながら、引き続き助成措置を検討することが必要ということもここでおっしゃっていただいたということもでございます。

最後「おわりに」につきましては、まとめの言葉として、小委員会としての思いを端的な格好で表現をしたものをちょっと入れさせていただきます。江戸時代の終わりごろ、日本は大変美しかったというふうに評価をされています。そういう美しい都市というのはふるさとを大事にし、誇りを持って生活している人がつくってきたものでございます。歴史的な風土の保存・継承というのは、そういった先代から引き継がれた記憶を後代へ伝承するものであるということをおっしゃっていただいている。ついてはその美しさを楽しめるような経済的・心理的な余裕を持って豊かな暮らしができるように、国、公共団体は責務を果たすべきということと、国民各層の一層の理解と協力を期待したいということで締め

の言葉にさせていただいているというところでございます。

今日いろいろいただいたご意見をさらに盛り込むべきところもあろうかと思えますけれども、これまで4回の議論と、現地を見ていただいたときの現地の状況、さらにはアンケート調査の結果を踏まえて、こんな格好でまとめさせていただきましたので、ご議論いただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。ただいまご説明いただきました「盛り込むべき事項(案)」についてご意見を伺う前に、今後の進め方の部分と時間について、今日のぐらいまでというのを事務局からご説明をお願いします。

○事務局 引き続き、資料6をお願いいたします。今後のスケジュールということでお渡ししてございます。下のほうに第5回小委員会(本日)と書いてございますが、5月25日、委員ヒアリングとそれから取りまとめに向けた討議、今それを行っていただいております。ここで議論をある程度取りまとめをしていただきましたら、これを次回までの間に、パブリックコメントということで、少し皆さんに意見を聞いてみたいと思っております。それらを踏まえて次回、6月23日に予定しております第6回の小委員会で最終の取りまとめをお願いできればと思っております。同日第10回の歴史的風土部会を開催いたしまして、部会に小委員会から小委員会報告をしていただくというふうな段取りを考えているところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。A委員さん、これから中座ということなので、最初にまずご発言いただきたいと思えます。よろしくお願い申し上げます。

○A委員 一言だけ申し上げたいと思えます。この「盛り込むべき事項(案)」を読みまして、私は、この小委員会に入れていただいて大変良かったなと思っているのと、非常に美しい話が展開していて、ぜひ守っていきたく思っているんですけど、報告案そのものにつきましては、何かインパクトがないと言いますか、いろいろご事情があるのかもわかりませんが、打って出ていないという感じが非常に強くするわけです。いろんな古都保存法のエッセンスがたくさんあって、歴史的風土という言葉が持っている、例えば自然環境を含めた空間管理に言及しているとか、国のほうがイニシアチブをとって、保存すべき地区をセットしていくとか、そういうスキームをつくる時の方向性とか、理論的にも生かすべきところがあるんです。だから、難しい問題があるかもしれませんが、抽象論とかあるいは書き方によって、もっとみんなによくわかるようにが一んと出してほしいというのがありまして、それがわりあい、啓発をしなきゃいけないとかいう話が細かく書いて

あって。最終的に全国展開するということでも、3の(2)で既存制度を活用するという一生懸命書いておられるんだけど、そうじゃないだろうというのがあって、それは当たり前のことで、既存制度を使うけれども、そこでは多分拾えないようなことを、保存的な価値観と言いましょか、それを薄めて全国展開していくという部分をもっと出ないと、何か存在意義がないなという感じがしておるわけです。

一つアプローチとして考えていただきたいのは、2点申し上げたいと思います。やっぱり共感を得る美しさとは何かということ考えたときに、そのときに歴史とか伝統とかというのはとても大きな中核的な要素になると思うんです。そこがおそらくは古都保存的な、歴史的な配慮みたいなことに基づいたまちづくりということだと思うので、それをまず書く。

お二人の委員の意見にも出てきたんですけども、萩にそぐわないとか、歴史的な町並みにそぐわないというフレーズがあったと思いますが、醜いものとか合わないものとか、そういうものを排除していくというアプローチもあって、そんなことも少し言及していただくといいんじゃないですか。のろのろつくっていくばかりじゃないので、排除していく。その排除の仕方いろんなメニューがあるかと思うので、そういう方向も出してほしいというのが、大きく言うと1点です。

もう一つは、先ほど委員長のご報告、大変おもしろくて、あと2時間ぐらい聞きたいなと思ったんですけども、先生の資料の2ページ目に出てくる今後の制度改正の提案・要望というのは、まさに現実的なスキームとして見るべきものが随分あると思っております。歴史都市という概念をつくるとか、都市をブランド化するとかいうのは、まさに経済的にも直結する話なので、ぜひ使ったらいんじゃないかと思います。歴史都市保存再生区域をつくったらどうかというのも、本当にいいご提案だろうと思います。ただ国家認定のシステムとしてどういうふうにするのかというときに、国家認定の仕組みをつくるのはいいと思うんです。古都保存法のラインに沿っていると思うんですが、私は真の分権主義者だと自分では思っているのですが、この手の話というのはなかなか地元ではむしろ言いにくい話なのと、最初に申し上げたように、歴史的な価値というのは、教養というか専門的な知識がないとなかなかわからなくて、わかる人しかわからないというところが多分あるんだろうと思います。ですからそういう第三者的な、専門家的な、地元の普通の生活からちょっと離れたところから価値が見出されるという部分があるので、そこを吸い上げるスキームとしては、市町村よりは多分都道府県でもいいし、あるいは国でもいいし、専門家、

あるいは第三者機関ということでもいいと思うんです。そういうところに発信をしてもらって、それを受け入れる仕組みをつくるというふうに考えていかないと、多分なかなかできないかなという感じを持っております。以上です。

○委員長 ありがとうございます。これから中座されますので、もし事務局、もしくは幹部の方から何か一言あれば、よろしゅうございますか。

では、そういうことを踏まえて短期間でいろいろ反映させなければいけない点もございますので、よろしく願いいたします。

ではどなたからでも結構ですが、ご意見、よろしく願いいたします。

○B委員 今の話にも続くと思うんですが、これを実施していこうとしたときに、一番不公平さということが問われる部分ではないかと思うんです。それで、地元に住んでいる方々、まちづくりされている方々は、それはもちろん地域によって違うとは思いますが、大半どこへ行ってみてもわかるのは、その地域に住んでいる、先ほども言いました昔からの大金持ちの方であったり、または地元ずっと根をつけている方々。昔から日本の文化の中で、そういう方に頼るという習慣があるだけに、だれかがやってくれるでしょうとか、依存をするということの中で、もちろんやってくれる分に関してはありがたく受けるけれども、もし自分のところに何もおきてこなかったら反対するということの風潮がすごく多いわけなんです。最後の「おわりに」のところなんです、なぜこれをやるかということとは、地域にとって自分が直接的に潤わなくても、間接的に地域がよくなることによって自分たちの生活や、生活している基盤もよくなるんだということを、一般の方々にもきちっとわからせるような書き方がすごく重要だと思うんです。

前後して申し訳ないんですが、その意図で考えると、全国展開することの中で、例えば2番のところで、住民や外国人にとっても高く評価されるということです。その中で、私は住民と、他の地域から来る日本人だと思うんです。というのは、観光立国というのは、日本人も日本をあちこち回り歩いたり、観光するということですので、住民と外国人という、間にすごくギャップがあるので、これは外国人よりはやはり他の地域にいらっしゃる日本の方々に来てもらうということ。もう一つ大事ななと思いましたが、都市再生のためということであるのならば、これは観光産業においても、とても重要な先行投資である。観光というのは今はあまり、まだすごく低く見られているんですけども、世界どこへ行っても、例えばベリーズという国一つとったにしても、そこは観光で食べている国なんです。ということは観光産業というのは彼らにとってみては、一番のお金の出どころな

んです。ということは日本も観光というものがとても大きな産業になり得るわけですので、そういう点では、やはりこれは先行投資であるということも、一つの産業として考えていただきたいと思うんです。

それと、住民の生活の中で一番最後のところ、(3)番の一番最初の「○」のところ、経済活動のためにもとあるんです。ここでちょっと心配だなと思いましたが、生活に配慮した上で、そして経済活動を含めたということなんですけど、経済活動を含めて考えたときに、例えば私が大きな敷地を持っていて、私はもうこの土地しか財産がない。ここに私がマンションを建てて、生活をするためにこのマンションの家賃で食べていかなければいけないとなれば、これは私の生活活動になるわけです。そうすると私がマンションを建てることに反対されることは、私の経済活動を抑圧されているということになるので、それで結構地域の市長さんとか県知事なんかは訴えられたりするわけです。ですからそういうふうにならないために、経済活動とは何なのかと、明確にしたほうがいいと思うんです。もともとからそこに商店を持って、それをそのまま維持していくために、そのお店をちゃんとやっていくとか、そういうところの明確さがないと、いかにでもこれは読めちゃうと思うので、今一番地域にとって、観光を一つの自分たちの産業にしていこうとしている地域においては、さっき景観の話もたくさん先生のほうからも出ましたが、やっぱり景観が美しくなくなることが一番皆さん困っていて、反対運動も地域の中で、マンションとかそういうものに目をつけているわけですから。そしてここはいいだろうと思って、先ほど鎌倉の話もありましたが、本当に今ひどくなっているんです。きっと先生が調査されたときと今とかなり違ってきているのは、もうどこも小さな20坪から25坪の再分割の建物で、清里じゃないかと思うぐらいに小町通りがなっているぐらいで、葉山町も本当にひどくなっているわけですから。そういうことをとめるための、私たちが昔からのこういう財産を守っていくために、これをきちっと活用してもらいたいわけですから、そういうところを、先ほどもA委員が話されたように、きちっと明確にして、もっとクリアにしたほうがいいと思います。

○委員長 ありがとうございます。

○G委員 経済的な重要性、観光がとっても重要だというご指摘もあって、最初にA委員からインパクトが薄いということもあったんですが。そういうことを考えますと、こういう歴史的な魅力ある町の保存ということが、今の時点でどういう意味を持つかということ考えたときに、こういう議論もあるわけです。今、人口減少化時代。なかなか日本の地

方都市がたくましくやっていくのは非常に難しい時代を迎えている。その中でサバイバルできるのは、ほんとうに魅力があって、個性があって、だからこそ住民が元気で、人がいっぱい来てくれる。そういう町じゃないと、もうだめになる。そういう議論もあります。そのぐらいシビアな認識もどこか背後にあっていいんじゃないか。観光という場合も、私の前のプレゼンテーションでもちょっと申し上げたかと思うんですが、遠くから来る、あるいは外国人の観光ももちろん重要なんですけれど、それから住民という言葉が出てくるんですが、一番重要なのは周辺の、ある意味では広域の、センターとしての町が魅力を持ってどんどん人を引きつける。リピーターがどんどん来る。広い意味での観光。そういうことがもしできれば、経済活動とほんとうにリンクしてくるわけで、古い建物を残し、守り、活用し、いいデザインのものを加えて、さらに演出していくということができれば、これは最高に経済的にも活力が出る方法だと思うんです。

この文面でちょっと気がついたことで幾つか申し上げたいんですが、まず今日も委員長が非常に明快におっしゃったわけですが、今までの古都保存法では、時代の背景もあって、市街地というか人々が生活している空間は扱わないで、周辺の自然を扱っていた。今回、今の時点で言えば、古都保存法の対象になっている町も、そういうエリアの問題も考えていく必要があるというところから始められましたね。そういうことも少し入れてもいいんじゃないか。今までの古都保存法をさらに広げてやっていきますよという姿勢をおっしゃっているわけですが、その転換していく中身はただ大都市、有名な歴史のある都市以外のところに広げるというだけじゃなくて、中身が変わっていくわけです。生活空間、人が暮らしてつくり上げてきた、F 専門委員がおっしゃるように、町衆がそれこそつくり上げてきた、そういうエリアがこれからもっと重要になるんだよというメッセージを入れたほうがいいんじゃないかという気がします。

それからいろんな種類の、いろんなカテゴリーの町がある。例えば城下町、天領だった倉敷、宿場町云々で、非常にこれはいいと思うんです。しかし何か欠けているなと思うのは、近代のイメージが入っていない。委員長が今日、函館の大火後の立派につくられた都市の資産というものを強調されたわけです。それから全国で人気のある歴史的な都市の中に、近代が生み出した空間、これはベイエリア、ウォーターフロントもあるし、近代化遺産、産業遺産みたいなものもあるわけですが、こういうものがかなり多いし、現代と非常にフィットするわけです。転用とかコンバージョンとか、それも非常におもしろく、まさに倉敷がそうですね。倉敷の最大の魅力は近世の江戸時代の町屋、町並みと、あるいは

ミュージアムの近代建築、そういうものが絶妙に組み合わせられているわけで、そういう都市が多いわけです。萩だってさっきすばらしい小学校があつてこそ、また近世が光るといふ、そういう構造で歴史を理解しないといけないんじゃないか。そうだとすると、現代つくるものも、それに負けないいいものをつくっていくというビジョンが開けるわけで、江戸時代のものばかりを大切にするとよというスタンスだと、先へ広がる回路がなかなか見えにくいというのがあるので、各町は歴史が重なっているんだ、それぞれの時代のいいものをみんな大切にしていくなんだという姿勢がちょっと入ったほうがいいかなと思います。

それと、さっき函館の古い立派な建造物の先っちょに、公共側が市営住宅ですか、すごいのを建てちゃって、公共側が壊していることが多いわけです。逆にヨーロッパなんかを見ていると、公共側が取得チャンスのある歴史的建物はどうも先に占有権を持って買ったり、利用権を獲得して、そこをうまく活用して見せているわけです。そういう姿勢が重要であるということも入れていいんじゃないかなと思います。

それと、相続税なんかで崩れていってしまうというご指摘が委員長からありましたが、できたら、登録文化財は一部優遇措置があるということのようですけれど、相続税とか固定資産税を優遇していくということも、検討の余地は、国が考える場合にはあるかなと思います。

○委員長 ありがとうございます。一通り各委員のご発言をいただきたいと思います。その後で事務局からご意見をいただきます。

○I 専門委員 私もA委員がおっしゃったのに近い感じなんです。私自身実は、これを拝見して書き直したいところばかりでありまして、びっしり書いています。しかし、これを申し上げるべきなのかというの、ふと疑問に思うんです。というのは、平成10年に意見が具申されたにもかかわらず、それが実現していないとすれば、おそらく今回の意見もまた実現しないのではないかという、このインパクトでは多分実現しないと私は感じました。ですから果たして一体どこまでやるべきなんだろう。そのご意向というのが表明されない限り、これは無駄なんではないかと。存在意義がないとA委員は言われましたけれども、それに近い感じをちょっと持ちました。

もう一つは、私が国交省に対して期待が大きいからそういうことを申し上げているつもりでもあるんですが、私自身文化庁に長くいて、文化財保護、また伝建をずっとやってきましたけれども、本来世界の中で先進国、美しい国土をつくっている地域は、都市計画が責任を持って美しいものをつくるという気概があるんです。そういう制度を持っています。

しかし日本はそうではない。例えば伝建地区で、さっき函館がああいうひも状になってしまったのはなぜかという、まさに全国の伝建地区、現在80地区弱ありますけれども、予算が8億しかなくて、1地区1,000万しか出せないんです。1,000万で何ができるかということ市は考えてあれしかできない、それが行政としての責任ある態度だと、それ以上はとてできないということで、ああいう状態になってしまったわけでありまして。莫大な予算を持っているところは、責任を持って日本を良くするというのを考えるべきであると私は思っています。ですから今回一番私が感心したのは、委員長の発表でありまして、久しぶりにまともな意見を聞いたという気がいたします。しかしこれもおそらくほとんどは実現しないだろうという気持ちも、また一方でいたしました。その辺が、今後どういうふうにしていくべきなのか。あるいは仮に意見を私が申し上げても、これは無駄なんではないかという気持ちが非常に強い。そこが私の今日のまず第一の質問です。ちょっと厳しいことを申し上げたかもしれませんが、言いたいことだけをちょっと言わせていただきました。

しかし実際私自身、国交省のいろんな方とおつき合いがありますが、いい方がいっぱいいらっしゃいますし、こういうことを本気でやろうと思って戦っている人がたくさんいることも知っています。こういう問題について、政治がどれだけの意識を持ってこれにフォローしていただけるのかということが見えていないということもあるんだろうと思います。実は古都保存法というのは昭和40年代にできたわけですが、今議論をしているのは、古都ではなくてもっと概念を広げようと言っているんです。古都というのは、歴史的な都市というのは近代まで含むべきだという議論があります。実は文化財保護というのは明治30年の古社寺保存法から始まりましたけれども、そのとき言っていた古社寺というのは、応仁の乱以前のものを古社寺と規定していたんです。そういう古いものに対する関心からスタートした法律が、昭和4年の国宝保存法にかわるまでに30年間です。しかし古都保存法は既に40年たっているにもかかわらず、古都の概念すらまだいまだにクリアできていない。これが国交省なのかと、私は言いたい。そうではないはずではないか。失礼しました。

○委員長 E臨時委員さんからご意見を伺って、事務局からまたお答えいただいて、あと次にどう進めるかを議論したいと思います。

○E臨時委員 古都保存の理念を拡大する。要するに古都保存法が持っている武器があるんです。あれだけの巨大な凍結保存とか買上げとか、これは他のものにはないものでして、



したがってそれに対する期待というのは、今伝建関係、文化財保護法も、景観法もかなりいろんな意味で幅広い展開ができるようになりました。これは非常にありがたいし、私もその内容さえも十分に理解していないし、そういった面もございますけれども、古都保存が持っている魅力というのはあるんです。だから私も、いや、もし、ひょっとしてという期待も込めて、ここにも出させてもらっているつもりであります。ぜひ今言われましたようなことを、せっかくこういう場を設けられて、もし意見であれば、確かに今、財政状況は厳しい、いろんなものがありますけれども、ちょっと知恵を出していけば、特に今国会議員の皆さんの中でも文化議員連盟というのがあるんです。文化議員連盟に所属すること自身が選挙民からプラスになるという、こういうふうな今までと違った、利権と絡んだ政治集団ではなくて、もう少し理念を持って、ビジットジャパン、ああいうことにも乗ろうじゃないかという機運が出ていますから、是非そういったことも含めて、よろしくと。今伝建協でも本当に金がなくて、どうしようもないのでありますが、ここに期待する気持ち非常に大きいものですから、どうぞよろしくをお願いします。

○F 専門委員 私はすごい脇甘で、これはうまく書かれたなと感心していたんです。いろんな方の発言をうまく取り入れられて、感心をしながら申し上げますと、A委員のおっしゃることというのは、かなりそうだなと思うところがあります。というのは、基本的には、多分法律をつくったり、こういう制度をつくられるときには、公平とか平等とか客観性とか、そういうことをお考えにならなくちゃいけないでしょう。だけどそれを考えていたら、古都保存とか景観保存はできない。だから客観性から一步踏み出すための仕組みを何かつくらなくちゃいけないんじゃないか。ということはさっきA委員は、共感を得る美しさと言われましたね。それから邪魔になるものを排除すると言われました。もう一つすごいことを言われたんだけど、わかる人にしかわからない。これを守らなくちゃいけないということを言われました。ここがすごい大事なんで、わかる人にしかわからないものをどうやって守るのかということについては、客観性から一步踏み出した価値判断をするための、何か仕組みをつくってあげなくちゃ多分いけないだろう。それをこの中に組み込まれて、例えばそれはX委員会でやるのか、あるいはY委員会とZ委員会と3つぐらいあって、個々にばらばらにやるというやり方もあるかもしれないし。例えば文化庁さんの国宝の審査とか、そういうところではかなりそういうふうなことをしておられると思うんです。そういうのを多分この中に組み込まれる必要があるんじゃないか。

というのは、かなり確信犯みたいなことが必要ですから、さっき先生がおっしゃったこ

との中で、私はものすごく困っているのがあるんです。電線がありますね。ここは江戸時代の町並みだ。うちのところは大正時代の町並みだ。大正の町並みには電線がつきものだ。あれを渡る木枯らしの音を聞いて冬が来たと思うんだ。あまつさえあれがなくなったら、うちの軒先に巣をつくっているつばめがとまるどころがなくなる。あれは値打ちがあるから残してくれという説もあるわけです。そういう説に耳を傾げるかどうかはともかくとして、そういういろんな価値観を、客観的ではなくてうまく実現をしてあげるための仕組みというのが多分必要なんではないか。そのときに、かなり問題なのは、国宝とどこが違うかということ、生活と利害が絡まっていますから、銭金問題はさっきから出ていますけれども、これが非常に絡まってくるでしょう。だからこれは我慢の論理と、我慢に対する補償をどうするかというところを考えていただかなくちゃいけないので、古都法ですばらしかったのは、山を買ったのがすばらしかったとおっしゃいました。多分そうでしょうけれども、山でなくてもさっきの別荘を、我慢して、ここにマンションを建てずに別荘を一生懸命持っている人に対して、どう補償してあげるかという、我慢の補償の仕組みをどこかに入れることがかなり大事なんじゃないかなという気がしています。そうするとさっきのお金の問題になるんですね。先ほど誠に失礼なことを申し上げましたけれども、こういうことにどれだけのお金を配分することができるかで、首都東京の値打ちが決まるということで、地方の民はじっと東京を評価しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

もう一つ申し上げますと、この中に途中に一つ出てきたことですが、都市再生や地域再生、観光立国は国策課題である。これには正直あまり引きずられないほうがいいと思います。今の政策課題ではなくて、もっと長い目の政策課題ですから。

○委員長 ありがとうございます。せっかくですので、いろいろ今日のご発言も踏まえて、できる限りと言いながら、期間もございますので、早急に事務局として加筆できる分は加筆していただくというのが必要だと思います。とは言いながらも、基本的なスタンスと言いますか、この報告をどう生かすのかということもあろうかと思っておりますので、その辺で少しお話しいただけましたら。

今後のことで、とりあえずはこういうことでどうかということを出されているわけですが、基本的にストーリーそのものについて、根本的からおかしいという意見は各委員からはなかったと思います。委員長代理の意見も実は事前に見せていただいたんですが、そういうことではなかったと思いますが、やはり基本的にはこれをどう生かすのかという期待

とともに、あまり期待し過ぎるとがっかりするんじゃないかという解釈のところは両方あったように思います。いかがでしょうか。どこまで書き込むか、それと、この時点での報告をどこまで生かしたいかということだと思います。その絡みがあると思うんですが、室長、もしくは審議官からもしご発言でもあれば、お願いいたします。

○高梨審議官 素案を事務局としてつくらせていただくときの一番の悩みは何だったかを申し上げたいと思います。一つは、国と地方の役割分担関係が、地方分権推進一括法の施行によって大きく変わったというところをごさいます、古都法ができた時代背景と今の時代では、行政権限の在り方が大きく変わっているということをごさいます。したがって、古都保存行政の理念の全国展開をするに当たって、国として、どこまでのことをしていくべきなのか、またできるのかというところが、一番悩ましい点であったということで、ちょっと歯切れが悪いところはそこに1点ごさいます。

もう1点は、いろいろな政策ツールが、古都歴史的風土の保存という観点ではないのですが、景観緑三法しかり、またまちづくり交付金制度しかりということで、これはまさに先進的に熱心に取り組んでいこうという地方公共団体に対して、国としていろいろな政策的なツールを用意させていただいて、その実現に支援させていただくというスタンスで、5年前から比べますと、相当仕組みが変わったという点をごさいます。したがって、平成10年のときの歴風審の意見具申以降見てまいりますと、熱心に取り組んでいこうという公共団体にとってみますと、その政策を実現するための国からの支援措置、法制度は相当充実しているという現実をごさいます。そういった中で、新たな仕組みを市街地の中にどういうふうを導入するのかという点も含めて、都市計画の舞台でどういう仕組みにしていくのかということについては、事務局の中でもいろいろ議論をしているんです。はっきり言って、まだ頭の整理ができていないということをごさいます。そういった意味で、J委員がおっしゃるように、自信のない文章になっているというご指摘、どこまで本当にやっていくのかというのが明確に出ていないというご指摘をずばり言われまして、全くそのとおりをごさいます。

そういう中で、少しでも後につながっていく方向性を考えていく際に、やはりA委員がおっしゃったような、一つの整理の仕方があるのかなど。いろいろあるけれども、それでは十分対応できないような側面について、きちっとした制度的な検討をしていくべきというようなご指摘であったかと思っておりますので、少しこの辺の表現につきましては、I専門委員のご意見も踏まえまして、考えていきたいと思っております。パブリックコメントにかける前

までに、ちょっと書きかえさせていただきますので、その辺の視点もきちっと盛り込ませていただきたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。私から申し上げますと、実はパブリックコメントは、私からもお願いしたことで、できれば例えばF専門委員のように地域でまちづくりを実践されている方がいらっしゃいますし、また地域の自治体からも今回は萩の市長さんが代表で出られていますが、報告の取りまとめまでは期間がそれほどとれないですけれども、何かいろいろ意見が出てくるのはどうかなと期待しているというのがあります。

もう一つは、やはり近代化遺産ということです。近代そのものが日本の歴史的な遺産の時期というのは、もうある程度社会的な合意形成があると思いますので、また伝建地区自体も近代で形成された場所も随分指定されていますから、小委員会の報告には近代の都市も入っているような表現はぜひちょっと工夫していただいて。それと、どうしてもやはり事務局としてはこういう書き方になってしまうのですが、5ページは既存制度がやや細かく書いてあります、もう少しあっさりした書き方でもよいのでは。いろいろ総合的に組みたいんだとか、何かその辺がもう少し政策が出てくるといいのかなという感じがします。

F専門委員さんのご指摘がありました。確かに現在の政権はいろいろ都市政策を随分取り組んだのは事実だと思いますが、一応9月で変わります。あまりその政権の用語そのものにとらわれないほうが良いということだと思いますので、もう少し長いスパンで、都市の成り立ちの基幹産業は、国内から海外から来ていただいて、特に高付加価値の地場の製品を買っていただいたり、楽しんでいただいたりというのが、やはりその地域の成り立ち、発展していく大きな鍵だと思うんです。このことはある意味では昔からそうだったと思います。何かもう少しやわらかいような、うまく表現していただくと、この報告そのものはどうなるかということもあると思いますが、私としては意見具申を一回したとき、あくまで諮問されずに意見具申をした、勝手に申し上げた、勝手という言い方もちょっと語弊があると思いますが。現在でも私は、国交省のいろんな審議会ですと、たしか住宅宅地の分科会がみずから建議を出した例があります。諮問までいってなくても、ぜひこういうふうに言うておいてほしいとか、いろいろな審議会の中の意見を踏まえてこういうふうに集約しておきたいということがあると思うんです。やはり今回の諮問に対する報告は何に使われるのかとか、すぐ反映しないのかもしれないというのは事実かもしれませんが、以前の歴史的風土審議会当時の建議よりは少し重みはあるのではないのかという感じがし

ますので、また細部の点でも、是非いろいろご意見はちょうだいできればと思います。

といいながらも、報告をする時期もございますので、我々委員としてさらに再度、修正意見を申し上げるとしたら、やはり今週中ぐらいでしょうね。多分来週ぐらいにまとめないと、パブコメの期間もありますし、我々としてはパブコメで出た意見も見ながら、最終的にこういうのを出したいという報告案を最終委員会の何日か前にはいただく。おそらく、I 専門委員も行政にいらっしゃったので、多分国の意図としては、来年度に向けての施策に反映できるものならできれば反映したいということで、いったん審議を6月で切られているんだと思います。そこら辺は、予算措置を含めてまた都市計画部会のほうにどうこれを反映させるのかというのが、多分今後、もう一回都市・地域整備局の中で議論されるということもありますので。ここで終わってしまうということではなくて、議論は継続されるということに、是非、我々は期待してやりたいと思います。

それから、これは蛇足でございますが、本日F 専門委員は、公園緑地課が事務局でございますが、日本公園緑地協会がちょうど設立70周年で記念講演をされる。ですからこのことも公園緑地行政でいうと、多分画期的だと思うんです。それから、今日はちょっとダウンされましたが、セーラ専門委員さんは、今年から6月1日が景観の日ということで、景観の日にシンポジウムをされるそうであります。ですから国交省としても、こういう審議会でお招きいただいて、いろいろと議論をしたのが多分契機になっていると思うんですが、本来の専門分野の方のみから意見を聞くのではなくて、随分と幅が広がってきたと思いますので、それをいい意味で反映していただいでいくのかなと思いました。

例えば私のイメージで、委員長であまり言うのもよくないので、今日はお話をあまりしませんでした。多分国として萩クラスとか、例えばそういう都市では頑張っていますね、逆ですけど、萩の埋めた掘割を極端な話、一級河川に戻す。重要な城下町の復元は国で行うとなると、少ない財源でも今度国がやる。その代わり、整備が終わった一級河川の一部はもう県に維持管理を移管する。そのくらいのことをダイナミックにやると、国は変わった。しかも国の技術で一番おもしろい、いい仕事をする。小樽の運河については、当時としてはやっぱり、今から見るともう少し運河幅の保存をできないかという気がしますが、小樽運河は狭めましたけれど、あれはもとの石垣を実は再利用しているそうですね。当時の国の街路課長みずから率先して、そういうのを熱心に取り組まれたと聞いています。国庫補助対象ですから。今ですともうちょっと運河そのものを保存できないかという議論があったと思うんですが、当時としては随分頑張って、なるべくもともとの運河の材料を再

利用したり、いろんな努力をされたようです。いろんな国策で国の関与できる部分というのは、今遠慮がちに言われていましたが、逆に地元の要請で、ここは非常に重要な場所なので、是非国でやっていただけないかと。そのように考え方を考える。例えば国営公園というような非常に面的に広いものにするのではなくて、ピンポイントでも、これは国でしかできないというものがあればやるとか。そういういろんなことは、予算措置でもいろいろ考えていただけるのじゃないかと、ぜひ私は期待しておりますので、よろしくお願いたしたいと思います。

あと何か事務局の方、今後のことを含めても何かご発言ありましたらいかがでしょう。あるいは課長、局長から。最後はもともとごあいさつはいただきたいと思いますが、もし、今の時間で何かございましたら。

○柴田局長 いろいろご意見をいただきまして、大変ありがとうございました。我々もいつも議論をしまして、まずはこの結論をどう使うかというのがあるんです。一つは古都の役割というか範囲を広げるから、そのまま古都指定、法律改正する分があれば法律改正して、古都指定を広げていくのかということ。あるいはもう少しランク分けをして、これも法律改正になるのかどうかは別として、準古都みたいなものを指定していくのかとか、これをベースに、国の関与としてはいろいろなものがあるかと思えます。

もう一つは、国の制度としてはいろいろなものができてきていることは事実でございますし、都市計画法自身がちょっと甘いところがあることは事実です。それを補完するための景観法、あるいは予算的な意味ではまちづくり交付金。これは国費の1割以内でございますと、ハードだけじゃなくて、国交省の事業だけじゃなくて、町並みの保存だとか、あるいはソフトの部分まで使えるわけです。特に今は中心市街地の活性化という、考え方はちょっと違うんですけども、都市計画法は昨日通ったんですが、中心市街地活性化法が通れば、国が中心市街地にまじめに取り組んでいるところの計画を認定する。そこではまちづくり交付金のソフトの部分を含めた部分、本来の公共事業以外の部分が2割ほど拡充できるということで、いろんな制度、市町村の皆さんに使っていただけるようなものはいろいろできたんだろう。ただし、まずいろんな制度がいろいろあるものですから、実際わかりにくいことは事実なんです。我々もわかりにくいんですけども、公共団体もわかりにくいんです。よく熟知されていないということもございまして、その辺はやっぱりよくわかっていただくということ、我々も制度があるからいいんじゃないかということではなくて、そういうこともやっていく必要があるだろうと考えております。

古都って何だろうということ、古い町並み、あるいは守るべきものは何だということで、議論をするんです。今日も野村臨時委員のほうからいろんなご提言というか、萩の状況をいろいろ知らせていただきました。物だけじゃないだろう。古都がそこにあるのは、ものはone of themであって、その文化だとか伝統だとか歴史だとか、どうしてこれが成り立ったのかとか、そこでどういう風習があって今どういうものが行われているんだ。あるいはもっと極端なことを言えば、文化そのものってやっぱり言葉じゃないか。要するに方言と言われているようなもの。そういうものがどんどんなくなっていったねと。そういうのをパッケージで大事にしていくというのが、日本人のアイデンティティーをつなげていくということになるのではないだろうか。その辺まで含めて考えていく必要があるのかなと、今回これに入るのかどうかは別として。という議論を、我々もそう思っているところもあります。例えばまちづくり交付金でございまして、そういうソフトの部分の支援もできるというものも用意させていただいています。

もう一つは、この中にも書いているんですけど、国や県や行政という上からのこともあるんですけども、住民は我々の町に誇りを持っている。この誇りをどういう具合につなげていくかというような、最初記述をしておったんですが、いや、誇りが無いんじゃないか、良さがわからないんじゃないかと。だからどんどん壊していくんじゃないのか。落書きするんじゃないのか。燃やしちゃう、壊しちゃうんじゃないのか。その辺も、教育の問題もそうでしょうけれども、昔だとおじいちゃんおばあちゃんから、どんどん孫に伝わってきたんですけど、そういうものもなくなっていった、いろんなものが欠落、日本人が持っていた風習だとか文化だとか美風みたいなものが欠落していつていますけれども、自分達の住んでいる町を正当に評価できなくなっているんじゃないか。特に子供のときは。大人になってきますと、だんだん良さがわかってくるんです。やっぱり古びたわらぶき屋根の家よりも、鉄筋コンクリートのマンションのほうがいいよと、子供のときは思うんじゃないか。我々もそう思っていました。なかなかこういう文化だと伝統だとか、古い町並みというのは古臭いし、何となく理解しがたい。子供は特に理解しがたい。わけのわからないものを食べるよりもチョコレートだとか、そういうものを食べているほうがおいしいということもあるわけです。その辺もやっぱり住んでいる住民、子供たちを含めて、これがすばらしいものだという認識、誇り、誇りがありますというのではなくて、その誇りを持っていくような仕組みといいますか、国民運動とまで言うのはちょっと大げさでしょうけれども、そういうものも必要ではないだろうか。総合力でやっついていかないと、どんどん

なくなっていくんじゃないだろうか。アメリカは爆撃せずに京都を守ったんですけど、この60年間京都が、先ほど委員長がおっしゃいましたが、だれがしていったのか。爆弾でやられたわけではなくて、みずからやっていったわけですね。そういうことも含めて幅広く、いろんな観点で対応していく必要があるのかなという感じは持っております。そういう中で、一つの方向性といいますか、幅広くこういうものを展開していこうということについては、ツールの法的に法律改正をどうするのかということ等もちろんあるかと思いますが、我々のベクトルとしてはそういう方向にしております。

話は変わりますが、まちづくり三法を提出してまして、都市計画法が昨日通りました。これまでは日本の都市計画は右肩上がりです。どんどん人口が増えていく。それをどんどん、スプロールをうまくコントロールしながら町を大きくしていった。原則、何でもかんでも立地ができるという都市計画法でございましたが、今回、都市計画法ができて初めてですけども、原則立地させない、大規模の集客施設等にどんどん皆さん行かれて、町中がさびれてしまう。町がどんどん拡大していく。そういったときに、超少子高齢化、あるいは財源も各市ともなくなっていく。環境問題、エネルギー問題、非常にもうもたないんじゃないかということで、原則、大規模集客施設については立地を規制する。都市計画でもって提案された場合に、都市計画という制度で、住民の皆さんで検討していこうという方向で、一つ大きくベクトルを切ったところでございます。そういう意味で、ちょっと端境期にあるんでしょうけれども、これからはやっぱり地に足を付けて、もう一度世の中をぐるっと見渡して、国も市町村もやっていく必要があるのかなという感じを持っております。こういうご提案については、我々もいろんな面で広げていく必要があると考えております。

○委員長 ありがとうございます。委員長代理のご意見をごくかいつまんでご紹介いただけますか。

○事務局 ただいま配付していただきましたが、委員長代理、本日ご欠席ということで、事前にこのペーパーをお送りいただいております。5点ご指摘があります。私ども、当時の歴史的風土はおおむね良好に保存されているということで認識しておるんですけども、委員長代理からは、少し認識が違うのではないかということで、ここに書いてありますモータリゼーションの発達、あるいは新建築技法、市場主義、金融中心主義による資産保全の変化、代わりによる考え方の変化、そういう時代の中で開発と戦いながらも何とか保存しようと努力している、それが実態ではないかというようなことでございます。特に私ども、歴史的風土というのは、古都法に基づいている範囲のものを対象に考えている。ど



ちらかというと緑の部分を中心に考えているんですが、今日もあったように市街地も含めた全体の古都という意味で言うと、こういう認識があるんだろうとっております。

2つ目のところ、古都法による取組は政策でも高く評価されると、私ども書いてしまっているのですが、これは言い過ぎではないかというご指摘でございます。住民の皆さんは、不便をかこって、不利益に耐えながら理解と協力をしているんだ。そういったものが不可欠であるということも書くべきではないかというご意見でございます。

それから、これは私ども幾つも書かせていただいたつもりなんですけれども、そういう歴史的風土というのは国民的共有の財産であるという認識をもう少し強調すべきではないかというご意見。

それから、「おわりに」のところになって、都市の美しさを少し強調しているんですが、これを「はじめに」のところ、出だしから全体で強調してはどうかというようなご意見をいただいたところでございます。

これらも踏まえて修正をしたいと思っております。

○委員長 それで、委員長としての提案ですが、今日のご意見、こういうペーパーのご意見、I 専門委員もぜひまた気になる点は全部出していただきたいんですが、とは言いながら、一回これでまず中締めといいますか、パブコメに書ける案は多分来週中には作らなければいけないですね。ですから我々が更に追加意見を出すのは今週中ということに絞りたいと思います。ただしパブコメを出している期間中にまたいろいろお気づきの点は、ここに1行書いたほうがいいのか、ご意見は是非ご遠慮なくご提出していただいて、問題は次回の小委員会は最終委員会が決まっておりますので、その何日か前には是非最終提案と、それに対して今回のパブコメに出す案をまず次回、来週中に配っていただいて、できましたら事務局としては煩雑かもしれませんが、書き加えた点が少しわかるような、あまり事細かく一字一句やらなくてもいいですが、丸ごと加えたところの行を赤字にするとか、そんなのでも結構ですので、法律の文案ではありませんから。ただ変化がわかる程度のもので配っていただいて、あとは今度の最終委員会の何日か前までには、できればこれで臨みたい案を事前配布し、委員会当日はできれば文面は委員長預かりということはやめて、その場で皆さんの確認をとって終えたいなど。預かりであとは私が責任をとるというわけにはいきませんので、本当のてにをはの点の打ち方ぐらいは委員長と事務局に一任する、そういうふうにいきたいなと思っております。

実はこういう形で全国展開の議論を締めますが、諮問そのものはまだ閉じていないんで

す。ですから、おそらく今後の事務局のいろんなご判断が出てくると思いますが、全体の諮問事項に対してこれが最終回答ではありませんので、場合によっては今回の報告を受けて、またその後の、来年度に向けた施策とかをいろいろ見ながら、あるいは法改正の議論が熟度がどうなるか少しわかりませんが、最終的にいつ終わるかというのは決まっていないうことによろしいですね。延々と続けるものではありませんが。再度また、今回専門委員になっていただいた先生方を含めて、いろんなお知恵拝借という機会も出てくるかもしれませんので、それは是非そういうことによろしくお願ひしたいと思ひます。

私としてはやはり、こういう古都保存行政は、応援団体というのは、国民の広い声と、特に活躍されている専門家の方々、また地域で頑張られている旦那衆の方々しか応援団がいませんので、成果は国民皆さんが成果を享受するんですが。ということで今回加わっていただいた方の意見と、また加わっていただいたという実績そのものを大事にしていればと、これは私からのお願いでございます。

ということで、本日の審議はこんなところでよろしゅうございませうか。

○事務局 どうもありがとうございました。今日いろいろいただきましたご意見を踏まえて、パブコメにかける案を、できるだけ来週早目に皆さんのほうにお送りできるようにしたいと思います。それに対してまたご意見をいただいた上で、できればパブコメをするような段取りができればありがたいと思っております。ただ2週間はパブコメをとりたいものですから、そうしていくと、先ほど委員長が言われたように、パブコメが出てきて、その後また調整できるのかどうかというところが、事務局とすればちょっと心配ですが。前段でそれだけの時間をとればとりたいなと思っているところです。

○委員長 私はむしろ、パブコメの案はこれでかけちゃったほうがいいと思ひます。ただしそれに対しての意見は、次のときの最終に反映したほうが、多分時間的に難しいと思ひんです。どうせこれは最終案ではまだありませんので、永久に閉まらないんです。ですから僕はある時期に、国のご判断で、一回事務局でこれで出しますと割り切っちゃったほうがいいと思ひます。それに対して、見たらまた意見があると思ひんです。それは次回最終回に向けての間中出してくださいと。広くパブコメは出していますから、その間、我々委員としてもパブコメみたいなものですから、そうでないと多分決まらないと思ひんです。收拾がつかないので、そんなことでどうでしょうか。

○事務局 委員の皆さんにそれをお許しいただければ、今日かなりいろいろ、相当書き直しというご意見もございましたので、できるだけ早目にした上でと思ひましたけれども。

○委員長 それはあくまで、この案で1回公表するということのご連絡でいいですか。どうですか。

○事務局 よろしいでしょうか。

○委員長 というのは、パブコメの意見の中で取り入れたいものが出てくる。

○事務局 では、書き直したものを、これで公表しますというものをお送りさせていただく。パブコメしつつ、それに対するご意見があればいただくということでよろしいでしょうか。

○委員長 そういうやり方でないと、時間的に難しいと思います。ただしちょっと加筆した箇所が、アンダーラインでもいいですので、わかるように。

○事務局 わかりました。

○B委員 結局この古都保全法の中での見直しというのは、もう一回このように出されることにおいては、新しい今までにないことというのは、何が目玉になるんですか。

○事務局 まさに先ほどインパクトがないではないかというお話があつて。

○B委員 それは別にいいんです。皆様が考えていらっしゃる、これをやりたいという一番のメインのところは何なんですか。

○事務局 今まで古都法で指定されている都市というのは自治都市なんですけれども、さらにそれから踏み出して、先ほど局長からありましたように、今の古都の範囲内でさらにやる、あるいは準古都みたいなものまで含めて、少し国として対応する必要があるんじゃないかということを出して、それについて具体的な検討をして取組を始めるところが、今までにない一つの大きな一歩かなと、私ども考えております。

○B委員 それが一つの大きなポイントですね。おそらくいろんなところでこのお話を講演でさせていただいたり、話を伺ったりする中で、一般住民の方々が国に何を求めているかということ、地元ができないことをやってほしいということがすごく大きいと思うんです。例えばマンションを建てられれば、結局皆さんマンションが建つことによって、自分たちの地域の風景が変わるとか、また町がおかしくなるとかということで、まして開発ということを一番心配しているところなんです。例えば自治体が、一つの国からの権限として、こういうところにこういうマンションを建てるということで地上げがあった場合に、ある程度そういう事業主の方というのは、お金を投資して買うわけです。その彼らが買った値段で、地域の方々が買い戻すということの権限を地元にあげることによって、持たされることによって、事業主の方も損はしない。むしろ地元の方々も頑張ることによって、

自分たちのところを保全できる。そこにすごく大きなギャップがあるんです。というのは、マンション業者とか大きな開発をされる方々は、自分の利益を考えてやっているわけですから、それを抑制することはできないんです。ついこの間うちの葉山町で、またマンションが建つということで、皆さんが運動して私も一緒にお手伝いをしたんですが、そうしましたら昔の保養所だったところを、別の方が買われることになったんです。買われたことによってマンションが建たなくなって、そこの会社の保養所に使うことになったんですが、そのためにみんなが動いて、これを買ってくれるところがないかということを探してさしあげたんです、逆にマンションの土地を買われようとした方が。ですけど、それができる地域と、全くそういうことができない地域と両方あるので、何かそういう地元の権限というものをそこに与えることによって、お金とかそういうものが国にとってかからない。だけど地元の方々が自分たちで、そのお金をどこから工面してくるのならば、例えば路線価の金額だったり、または彼らが地上げして買ってきたもの、何かそういうトレードオフができるような、自分たちにとってもすごくこれは法律としていいんだというふうに一般の市民、国民が思えるような何かをここに盛り込めたらいいなと思ったんです。

というのは、もっと広げてほしいということ、そして広げたいということの中には、いろんなどころの省庁に行つて、これをとめたい、何とか地元を守りたいと思っている人たちがどこの窓口に行つても、いや、私たちの管轄じゃありませんとか、県に行つても、いや、県はこれは許可を最終的に出さざるを得ないようなところにみんなが困つて、まちづくりができていないわけですから。何かそこが盛り込めるような形に、この中にちょっとでも入れられたらいいかなと思うんです。おそらくパブリックにこれを出したときに、一番戻ってくることは、私はそれだと思うんです。皆さん、まちづくりとか地域づくりに対して頑張っている人たちは、別に国にもっとお金を出してほしいとかそういうことよりは、自分たちが守ろうとしている地域を守るためのツールがないわけです。幾ら上のほうにいつて裁判にかけて何だかんだやつても、結局自分の地域は自分たちで守れと言われても、そのツールとしてこれが役に立ってくれるならば、私はすごくいい意味での広げ方になるのではないかなと思うんです。もしできるのであれば。

○I 専門委員 私はさっきは、ちょっときついことばかり申し上げたんですが。文章を少し直すのは、できれば土曜日までに送りたいと思います。きらっと光る何か目玉というのが、小さくてもいいから僕はあったほうがいいと思っているんです。それは今おっしゃるお話も、私は同じようなことを実は谷中で経験したことがあります。結局買ってくれる人

は見つかったんです。だけど、結局行政も一緒になってそこをつぶしてしまっ、非常に貴重なものがなくなってしまうということがあったりして、F 専門委員もおっしゃっていましたが、結局公共で買えなくても、何らかの形で行政がサポートしているトラストみたいなものが、最終的にそれを買うことができるということがもし可能であれば、そういう仕組みを例えば国交省でサポートするよというふうな姿勢が出せるということがもしも可能ならば、それはかなり違ってくるんじゃないか。それは実効性がどうか、難しいいろんな議論もあると思いますが、実はそういう動きというのはたくさんあって、みんな無念の涙をのんで、ものが、町が壊れていくということをいっぱい経験しているんです。だから今おっしゃったことは、実は本当はすごく生な声だと、私は思います。そういうときに、実はみんなが心の中に思っているのは、やっぱり国交省がこれを開発しているんだ、推進しているんだというふうな、地元の行政から返ってくる言葉が、都市計画がという話に最終的になってしまうものですから。そうじゃない選択肢を用意しているよということが出てくることが、何かきらっと光る、次の新しいものが出るかもしれないと思わせる方法なんではないかなという気もするんです。

これに限りませんが、おや、少し違う方法が出るかもしれないと思わせる何かを入れていただければと思います。

○委員長 予定時間を1時間オーバーしましたので、司会としては締めなければいけないのです。今のお話というのは、例えばこんなことなんです。さっきのお屋敷なんです、一時行政が、あるいは今で言う民都機構とか、民都機構は不良資産を買い取ったと思いますので、一時的に買い取って、例えば2年以内に申出がない場合には、民都機構が入札する。それでデベロッパーに売ってしまう。2年間は保留できるので、だから公有地として取得するのは今は無理なんです。一時的に代替わりで買っておくとか、そのようなイメージかなという気もいたしました。あるいは都市再生機構が一時買い取って、だめだったら手放すという、そういう制度にしておけば。永久に公有地にはしませんと。

○都市計画課長 先買いをする制度としては公拡法というのがあるんですけど、結局それは公共施設だから、公共施設にならなければいけないということで、先買いをするわけです。先生方がおっしゃっているのは、主体がどこかというよりも、さっき言ったように結局公的主体、民都機構が買い取っても、結局マンションが建っちゃえばだめなわけです。だからだれが所有するかというよりも、結局公的規制が、そこではマンションが建たないというふうなコンセンサスがあるんだとしたら、もっと前に、物事が起きてから動くという

と、結局補償とか買取りとかいう問題になっちゃう。今回の国立マンションもそうなんですけど、やはり住民がきちんとコンセンサスを持って、そこはマンションが建っちゃいけないと思うのであれば、できるだけ早く都市計画、あるいは景観計画とかをやっておく必要があるんだと思うんです。そこを是非、だれかというよりも、むしろそういう制度でやっていく。それが今回の景観法、歴風もそうかもしれませんが、それを後押ししていく仕組みにするんじゃないかなと思います。

○I 専門委員 おっしゃるとおりだと思うんです。行政としてはそれは正しい答えなんですけど、実はそういうことができないから困っているんだと思うんです。なぜできないかというのは、もしそういう地区計画をつくらうとしたりということをするためには、私自身もまちづくりのさまざまな委員会にかかわっていますけれども、総論がいろいろ出て、結局うまくまとまらないでそのままになっちゃっているという中で、個別にその町を光らせている貴重なものがぼん、ぼんとなくなっていくっちゃうということに対して、今対応できていないというのも事実なんです。ですからこれは、都市というものを美しくしようという話と、ちょっとずれるかもしれませんが、実は最後に残っているかけらみたいな美しいものがなくなりつつあることに対してどうするかという問題を、今おっしゃっているんだと思うんです。日本というのはもはや、魅力のある都市景観をほとんど全面的に失ってしまった場所だと思います。だから今おっしゃるように、今からという話もいいんですけど、全体として網をかけるというのもいいですが、今のお話を聞いて、私、もし実際にあそこでいっぱい苦労した人たちが聞いたら、きっと怒るだろうと思いました。それはあまりにも現場をご存じない方のご発言だというふうに思っちゃうんじゃないかと思うんです。それはきちんとした都市計画のこうあるべきという話と、現実とのギャップがあまりにもおそらく大き過ぎる。そこを気づいていただく必要がある。今も例えば、まちづくりの相談する窓口がたしか国交省はありますよね。担当者がいらっしゃるはずなんですけど、だれでもそこに行ってお相談できるところが都市計画課にあったはずなんです。それが本当にそういうことに対して機能しているかということ、おそらくそうっていない。これは情報がいないという話もあると思いますが、現実の問題と今のお話とがあまりにもずれがあるのはどうしてなのかというのも、おそらくやっている人たちはみんな苦しんでいる。

○都市計画課長 事後的にやると、結局規制を知らない人たちのことを考えないといけないという話になっちゃうわけです。そこが一番問題になっちゃう。今回の国立マンション

訴訟でも、結局公共団体が損害賠償まで取られちゃったんです。事後的にまさにやってしまったがために。そこをやると、住民の方とのギャップと言われるかもしれないけれど、公共団体は公共団体で、やっぱりきちんと住民と話し合っていて、もし守るべきところがスポット的にあれば、スポット的にもちゃんとやっておかないと、逆に業者から見ると本当に規制がないと思って買ったのに、突然規制をすと言うと、ものすごい恣意的な行政だととられちゃうわけです。恣意的な行政を防ぐというのも、民主主義の一つのルールなので、そこをどうするかということだと思っんです。

○B委員 おそらく古都保全法というものは、今言われている話は都市計画の中の話で、例えば都市の中でそういうことが起きた場合には、やっぱり踏む段階があると思っんです。私も日本と欧米とのやり方がちょっと違うなと思っしたのは、欧米ですと、これだけの大規模の開発があれば、事前にちゃんと公表する義務があるんです。だれがその土地を買ったとか、だれがディベロップする、だれが開発していくということに関して。ですけど日本の場合は、全部ブループリントができて、これから着工というちょっと前に、住民の方々に出かけていって、皆さんから同意を得てくださいということで、一つの社交辞令的なところがあって、それももちろん都市計画の中でもっと厳しくやっていただきたいと思っいます。

ですけど、古都保全の中で考えることは、結局そういうことも本当に知らない、むしろ自分の地域や自分の今まで持っている歴史や風土や文化というものを大切にしていきたいけれども、術が分からない。それで、マンションが建つんだということがわかったりとか、マンションじゃなくてもいいです。大きなスーパーマーケットがこの跡地にできてくるんだということを言ったときに、じゃあ、自分が持っている組の組長のところに行って、これをやめてほしいと言った場合にやめてくれないんです。なぜかという、県からもう許可がおりてしまえば、どんなに隣に住んでいる住民やどなたがだれに言おうと、結局もう動くんです。できたものを壊せと言って、この間三鷹のマンションを何階かちょっと低くしろという話があったけれども、それは本当にドラスティックなやり方で、ある意味ではすごく画期的だったなと思っんです。ですけど、できてからはもうだめですし、例えばもう消えてしまった木造の建築や建物は、二度と元のとおりにはならないわけですから、やはりそういうことで、地元の方々が、ちょっとでもこういうことがあるんだということがわかったときに、国に対してはやはり水戸黄門的なことを日本人は求めているわけです。ここでこういう問題があるから、何とか隠居さん助けてくださいよというふうに、最後の

駆け込み寺として国に来るわけですから、やはりそのときに国はちゃんとこういうことができています、つくられる方も利益を失わずに、むしろ同じような金額で地元の方々が、自分たちでそのお金を工面できるのならば、どうぞ買ってくださいと。それが法外な金額だったらだれだって困るわけですから、妥当な金額であるのならば代替えする。よく三菱地所にしても三井不動産にしても、そういうことに関してはやっぱり公で、大きい企業さんですと、良心的な面もやはりパブリックに見せなければいけないわけですから、ちゃんと譲り受けたという例も、私は幾つか聞いています。ですけど、小さな業者さんが地元のことを考えずに、むしろ利益しか追求しないでやっているところをとめる方法が、この古都保全法の中に仕組んでもらうことによって、一般の方々も、ああ、こういうことだったら、私たちも力があるんだなということで、私たちも頑張ろうという気持ちになるわけですから。それがほんとうの意味での、民と官のパートナーシップじゃないかなと思うんです。やたらと何でも、隣のおうちが気に入らないから建てちゃいけないとか、そういうことではなくて、そういう形での、地元にとって歴史的に財産が失われるような心配があった場合に、こういうことができますみたいなことがここに盛り込まれることが、すごく私は重要じゃないかなという感じがします。

○高梨審議官 時間もあれですので、簡単に申し上げますと、事前に周知徹底できてない原因が何かということなんですが、一つは都市計画のマスタープランというものが十分に住民の方に周知されてないという面があるんだと思います。これは各公共団体が苦勞して住民参加型でマスタープランづくりをやっているわけですがけれども、残念ながら今回の報告案に書いてありますように、歴史的風土の保全というような観点で今までマスタープランを画いているのは、やはり古都の対象都市しかなかったと思います。そういう緑地の保全じゃない、文化財の保全だけじゃなくて、総合化したものを歴史的風土の保全という概念で都市計画のマスタープランにまず載せていきたいと思いますというのが、今回先生方のご意見の中で出てきた1つの点だと思います。それがきちっとできた中で、当然としてその実現のために、公共団体、住民、企業も努力するわけですから、そういう一つの流れができてくれば、それなりに機能してくるんだと思います。

これは委員長もよくご承知ですけど、昔「緑のマスタープラン」という計画がございまして、これは逗子市は各戸配布したんです。ところが鎌倉市は持っていたんですけど、情報公開につきまして拒否をしたという経緯がありまして、県のほうに文書が上がっていましたので、県のほうから情報公開をしましたら、住民の方の評価はどうだったかという、



何で市があそこの山を買っていたかわからなかったけれども、このプランを見たらよくわかったというふうにおっしゃったということがございました。まず住民、企業の人も含めて事前周知ができるようなマスタープランというものを、もっともっと充実していくというのが、今回の一つの出口じゃないかと思います。

あと個別的なことは、どこでもご苦労されている方が多くて、我々のところにもいろいろお問い合わせがあったりしております。今東京都下ですと、屋敷林の保全について、いろいろ議論になっているということでございますので、そういった点についても、我々はこれから勉強しながら少しでもいい方向に行くように努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長　ということで、なかなか議論は尽きないんですが、時間として1時間以上超過しましたので、これで終わりにしたいと思います。まだこの審議会そのものは全体の諮問を閉じておりませんし、また今後の運営の仕方でも私が思いましたのは、都市計画部会を含めて、審議会の機能はやはり諮問答申だけではなくて、国としていろんな全体の状況を把握するために審議会を運営するとか、例えばそのような、公的にこういう場ですと聞いておりますので、それから各自治体の方にも来ていただいてヒアリングをするとか、そんな運営の仕方も今後あるのかもしれませんが。諮問のときだけ開くということじゃなくてですね。ということで、またこういう議論は是非ありがたいことだと思ったほうがいいと思います。本当にご熱心な議論、どうもありがとうございました。次がまとめですので、ぜひ次はともかくまとまるように、よろしくお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

— 了 —

